

大阪府 大阪市公報

発行所
大阪市役所
大阪市北区中之島1-3-20
電話 06-6208-7444

目次

規則

- 大阪市立弘済院条例施行規則の一部を改正する規則…………… 3

告示

- 大阪市立北区民センターの臨時開館の承認…………… 7
- 放置自動車の処理…………… 8
- 大阪市立児童福祉施設条例の一部を改正する条例の一部の施行期日… 8
- 落札者等の公示…………… 8
- 落札者等の公示…………… 9
- 落札者等の公示…………… 10
- 一般競争入札の執行（高分子凝集剤等の購入）…………… 11
- 一般競争入札の執行（灯油等の購入）…………… 14
- 開発行為に関する工事の完了…………… 17
- 開発行為に関する工事の完了…………… 18
- 開発行為に関する工事の完了…………… 19
- 開発行為に関する工事の完了…………… 20
- 開発行為に関する工事の完了…………… 20
- 開発行為に関する工事の完了…………… 21
- 開発行為に関する工事の完了…………… 22
- 開発行為に関する工事の完了…………… 23
- 開発行為に関する工事の完了…………… 24
- 開発行為に関する工事の完了…………… 24
- 道路の位置指定…………… 25
- 生活保護法並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰
国後の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定…………… 26
- 生活保護法並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰
国後の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の変更…………… 27
- 生活保護法並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰
国後の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の廃止…………… 28
- 生活保護法並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰
国後の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の休止…………… 29
- 生活保護法並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰
国後の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の指定…………… 29
- 生活保護法並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰
国後の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の変更…………… 32

○生活保護法並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰 国後の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の廃止……………	33
○生活保護法並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰 国後の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の休止……………	34
○生活保護法並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰 国後の自立の支援に関する法律に基づく施術者の指定……………	35
○生活保護法並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰 国後の自立の支援に関する法律に基づく指定施術者の変更……………	38
○生活保護法並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰 国後の自立の支援に関する法律に基づく指定施術者の廃止……………	38
○身体障害者福祉法に基づく医師の指定……………	39
○南港中央庭球場の利用料金の変更の承認……………	41
○市道の区域決定……………	42
○国道の区域変更……………	42
○府道の区域変更……………	43
○国道の供用開始……………	43
○府道の供用開始……………	44
○市道の供用開始……………	44
○放置自動車の処理……………	46
○中央突堤臨港緑地の一部の供用休止……………	47
○大阪市収納代理金融機関及び大阪市収納取扱金融機関の店舗の指 定取消し……………	47
○地縁による団体の代表者の変更……………	48
○甲種防火管理新規講習の開催……………	48
○甲種防火管理再講習の開催……………	50
○乙種防火管理講習の開催……………	50
○防災管理新規講習の開催……………	51
○甲種防火管理新規講習及び防火管理新規講習を併せて実施する講 習の開催……………	52
○一般競争入札の執行（軽油等の購入）……………	53
○落札者等の公示……………	56
○一般競争入札の執行（水道用液体硫酸ばんど等の購入）……………	57
○落札者等の公示……………	61
○一般競争入札の執行（大阪市立十三市民病院 病院情報システム 用端末機器等一式の購入）……………	61
○大阪市議会議員生野区選挙区補欠選挙の執行……………	64
○大阪市議会議員生野区選挙区補欠選挙の開票事務等……………	65
○大阪市議会議員生野区選挙区補欠選挙及び参議院議員通常選挙の 同日選挙における投票の順序及び開票の順序……………	66

公 告

○一般競争入札の執行（土地の売払い）	66
○一般競争入札の執行（工事廃材等の売払い）	67
○一般競争入札の執行（自転車保管所古自転車等の売払い）	69
○大阪市職員採用試験（高校卒程度一般事務）	72

公布された規則のあらまし

◇大阪市立弘済院条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 弘済院第1特別養護老人ホームの管理を指定管理者に行わせることに伴い必要な事項を定めることにしました。
- 2 弘済院第2特別養護老人ホームの使用料の減額の基準を改めることにしました。
- 3 必要な規定を整備することにしました。
- 4 この規則は、大阪市立弘済院条例の一部を改正する条例（平成22年大阪市条例第45号）の施行の日から施行することにしました。

（平成22年大阪市規則第107号 健康福祉局弘済院総務担当）

規 則

大阪市立弘済院条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成22年7月16日

大阪市長 平 松 邦 夫

大阪市規則第107号

大阪市立弘済院条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市立弘済院条例施行規則（昭和26年大阪市規則第127号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第5条第2項第1号の」を「第14条第1項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の範囲内で」に改め、同条第2項中「第5条第2項第2号の」を「第14条第1項第1号の食事の提供に要する費用及び滞在に要する費用として実費を勘案して」に改め、同条第3項中「第51条の2第4項」を「第51条の3第4項」に、「第5条第2項各号」を「第14条第1項第1号」に、「前2項に」を「それぞれ前2項に」に改め、同条第4項

中「第5条第3項第1号の」を「第14条第1項第2号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の範囲内で」に改め、同条第5項中「第5条第3項第2号の」を「第14条第1項第2号の食事の提供に要する費用及び居住に要する費用として実費を勘案して」に改め、同条第6項中「第51条の2第4項」を「第51条の3第4項」に、「第5条第3項各号」を「第14条第1項第2号」に、「前2項に」を「それぞれ前2項に」に改め、同条第7項中「第5条第4項第1号の」を「第14条第1項第3号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の範囲内で」に改め、同条第8項中「第5条第4項第2号の」を「第14条第1項第3号の食事の提供に要する費用及び滞在に要する費用として実費を勘案して」に改め、同条第9項中「第61条の2第4項」を「第61条の3第4項」に、「第5条第4項各号」を「第14条第1項第3号」に、「前2項に」を「それぞれ前2項に」に改め、同条第10項中「第5条第6項」を「第14条第3項」に改める。

第4条を次のように改める。

第4条 次の各号のいずれにも該当する者に対しては、条例第14条第4項の規定により、同条第1項各号に定める使用料の額から介護保険法第18条保険給付（同法第40条第11号に規定する高額介護サービス費及び同法第52条第9号に規定する高額介護予防サービス費を除く。）として支給を受けるべき額を控除した額の100分の25（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第32条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第1条の規定による改正前の国民年金法（昭和34年法律第141号）に基づく老齢福祉年金（その全額につき支給が停止されているものを除く。）の受給権を有している者（以下「老齢福祉年金受給者」という。）にあっては、100分の50）を減額することができる。

- (1) 減額を受けようとする入所者の属する世帯に係る減額を申し出た日の属する年の前年の収入の総額が1,500,000円に当該世帯に属する当該入所者以外の者1人につき500,000円を加算した額以下であること
- (2) 減額を受けようとする入所者の属する世帯に属する者の所有する預貯金の額及び換価が可能な資産の価額の総額が3,500,000円に当該世帯に属する当該入所者以外の者1人につき1,000,000円を加算した額以下であること
- (3) 前号に掲げるもののほか入所者の属する世帯に属する者の所有する資産を考慮し、使用料の支払能力があると認められないこと
- (4) 入所者の属する世帯に属しない者に扶養されていないこと
- (5) 減額を受けようとする入所者が介護保険法第129条に規定する保険料を滞納していないこと

2 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第22条の2第6項若しくは第7項又は第29条の2第6項若しくは第7項の規定の適用を受ける者（当該入所者に係る前項の規定による減額後の使用料の額から前条第2項、第5項及び第8項に定める額に相当する額を控除した額が15,000円以下である者を除

く。)に対する前項の規定の適用については、同項中「の額から介護保険法第18条に規定する保険給付(同法第40条第11号に規定する高額介護サービス費及び同法第52条第9号に規定する高額介護予防サービス費を除く。)として支給を受けるべき額を控除した額」とあるのは「のうち前条第2項、第5項及び第8項に定める額に相当する部分」とする。

第5条中「前条」を「条例第14条第4項」に、「使用料の減免」を「同条第1項から第3項までに規定する使用料及び手数料(以下「使用料等」という。)の減免」に改める。

第7条を次のように改める。

第7条 条例第15条第3項第1号及び第3号の市規則で定める額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食事の提供に要する費用 1日につき1,380円
- (2) 滞在に要する費用 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - ア 個室 1日につき1,150円
 - イ 多床室 1日につき320円

2 条例第15条第3項第2号の市規則で定める額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食事の提供に要する費用 1日につき1,380円
- (2) 居住に要する費用 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - ア 個室 1日につき1,150円
 - イ 多床室 1日につき320円

第8条中「ついて」を「関し」に改め、同条を第13条とし、第7条の次に次の5条を加える。

第8条 指定管理者は、条例第15条第5項の規定により、次の各号のいずれにも該当すると市長が認める入所者については、同条第3項に規定する利用料金の額から介護保険法第18条に規定する保険給付(同法第40条第11号に規定する高額介護サービス費及び同法第52条第9号に規定する高額介護予防サービス費を除く。)として支給を受けるべき額を控除した額の100分の25(老齢福祉年金受給者にあつては、100分の50)を減額することができる。

- (1) 減額を受けようとする入所者の属する世帯に係る減額を申し出た日の属する年の前年の収入の総額が1,500,000円に当該世帯に属する当該入所者以外の者1人につき500,000円を加算した額以下であること
- (2) 減額を受けようとする入所者の属する世帯に属する者の所有する預貯金の額及び換価が可能な資産の価額の総額が3,500,000円に当該世帯に属する当該入所者以外の者1人につき1,000,000円を加算した額以下であること
- (3) 前号に掲げるもののほか入所者の属する世帯に属する者の所有する資産を考慮し、利用料金の支払能力があると認められないこと
- (4) 入所者の属する世帯に属しない者に扶養されていないこと
- (5) 減額を受けようとする入所者が介護保険法第129条に規定する保険料を

滞納していないこと

- 2 介護保険法施行令第22条の2第6項若しくは第7項又は第29条の2第6項若しくは第7項の規定の適用を受ける者（当該入所者に係る前項の規定による減額後の利用料金の額から前条第1項及び第2項に定める額に相当する額を控除した額が15,000円以下である者を除く。）に対する前項の規定の適用については、同項中「の額から介護保険法第18条に規定する保険給付（同法第40条第11号に規定する高額介護サービス費及び同法第52条第9号に規定する高額介護予防サービス費を除く。）として支給を受けるべき額を控除した額」とあるのは「のうち前条第1項及び第2項に定める額に相当する部分」とする。

第9条 条例第17条第5号の市規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 条例第5条第2項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定の申請（以下「指定申請」という。）を受け付ける期間（以下「受付期間」という。）
- (2) 指定申請に必要な書類
- (3) 条例第19条各号のいずれかに該当する法人等（法人その他の団体をいう。以下同じ。）のした指定申請は、無効とする旨

第10条 指定管理者の指定を受けようとする法人等は、所定の指定管理者指定申請書に法人等の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名並びに担当者の氏名及び連絡先を記載して、受付期間内にこれを市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
- (2) 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）の名簿及び履歴書
- (3) 指定申請の日の属する事業年度の前3事業年度における財産目録及び貸借対照表（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）。ただし、指定申請の日の属する事業年度に設立された法人等にあつては、その設立時における財産目録（法人以外の団体にあつては、これに相当する書類）とする。
- (4) 指定申請の日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
- (5) 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (6) 指定申請に関する意思の決定を証する書類
- (7) 条例第19条各号のいずれにも該当しないことを信じさせるに足る書類
- (8) 指定管理者の指定を行おうとする期間に属する各年度ごとの弘済院第1特別養護老人ホームの管理に関する事業計画書及び収支予算書
- (9) 弘済院第1特別養護老人ホームの管理の業務を安定的に行うことができることを示す書類

第11条 市長は、条例第20条の規定により指定管理者の指定を受けるべきものを選定するため必要があると認めるときは、指定申請をした法人等に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

第12条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第7項の事業報告書（以下「事業報告書」という。）には、次に掲げる事項を記載し、指定管理者の代表者がこれに記名押印しなければならない。

- (1) 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名並びに担当者の氏名及び連絡先
- (2) 年度の区分。ただし、指定管理者の指定を受けた期間が当該年度の一部の期間であるときは、当該期間を併せて記載すること
- (3) 弘済院第1特別養護老人ホームの管理の業務の実施状況
- (4) 弘済院第1特別養護老人ホームの入所者数、退所者数その他の運営状況
- (5) 弘済院第1特別養護老人ホームの管理に要した経費等の収支の状況
- (6) その他市長が必要と認める事項

2 指定管理者は、毎年度終了後（地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定の取消しを受けた場合にあつては、当該取消しの日後）2月以内に市長に事業報告書を提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により当該2月以内に事業報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ市長の承認を得て当該提出を延期することができる。

附 則

この規則は、大阪市立弘済院条例の一部を改正する条例（平成22年大阪市条例第45号）の施行の日から施行する。

告 示

大阪市告示第790号

大阪市立北区民センターは、平成22年7月11日（日）執行の参議院議員通常選挙の公営個人演説会の会場として使用するため、大阪市コミュニティ振興施設条例（昭和40年大阪市条例第50号）第4条第4項及び第5条第2項の規定に基づき、平成22年7月5日（月）午後5時30分から午後9時30分まで臨時開館することを承認したので告示する。

平成22年7月2日

大阪市長 平松 邦夫
(市民局市民部地域振興担当)
(平22.7.2 揭示済)

~~~~~

**大阪市告示第791号**

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成22年7月6日

大阪市長 平松 邦夫

次の道路上にある物件は、道路法第43条の規定に違反するので、平成22年7月20日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

| No. | 種 類               | 場 所           |
|-----|-------------------|---------------|
| 1   | 普通自動車<br>(トヨタ 紺色) | 浪速区浪速西1丁目10番先 |
| 2   | 自動二輪車<br>(スズキ 緑色) | 浪速区浪速西3丁目7番先  |

(建設局管理部路上違反物件担当)

(平22. 7. 6 揭示済)

~~~~~

大阪市告示第809号

大阪市立児童福祉施設条例の一部を改正する条例（平成21年大阪市条例第27号）中大阪市立大淀保育所に関する改正規定は、平成22年7月20日から施行する。

平成22年7月16日

大阪市長 平松 邦夫

(こども青少年局子育て支援部保育所運営担当)

~~~~~

**大阪市告示第810号**

次のとおり落札者等について公示する。

平成22年7月16日

大阪市長 平松 邦夫

[掲載順序]

◎契約担当（所在地）

①調達件名、数量及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日（随意契約の場合）

合は契約日) ④契約相手方 ⑤落札金額(随意契約の場合は契約金額)

⑥入札公告日又は公示日 ⑦随意契約の場合はその理由

◎契約担当 市民局市民部住民情報担当(大阪市北区中之島1丁目3番20号)

①住民基本台帳・外国人登録等事務システムの法改正対応のための改修にか  
かる業務委託契約 ②随意契約 ③平成22年6月15日 ④株式会社エヌ・テ

ィ・ティ・データ関西(大阪市北区梅田3丁目3番20号) ⑤89,008,500円

⑦政府調達に関する協定第15条第1項(d)

(市民局市民部住民情報担当)



### 大阪市告示第811号

次のとおり落札者等について公示する。

平成22年7月16日

大阪市長 平松邦夫

[掲載順序]

◎契約担当(所在地)

①調達件名、数量(予定数量)及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日  
(随意契約の場合は契約日) ④落札者(随意契約の場合は契約相手方)

⑤落札金額(随意契約の場合は契約金額) ⑥入札公告日又は公示日 ⑦  
随意契約の場合はその理由

◎契約担当 契約管財局契約部物品等契約担当(大阪市港区弁天1丁目2番1  
-1300号)

①圧縮積込式小型ごみ収集車(ハイブリッド車)10台 製造 ②一般 ③  
22.5.21 ④富士重工業(株) 関西営業所 兵庫県尼崎市西川1-1-24  
⑤97,440,000円 ⑥22.4.2

①灯油(環境局A)第2四半期 195KL 買入(単価契約) ②一般 ③22.  
5.21 ④三徳商事(株) 大阪市淀川区新高4-1-3 ⑤57,540円 ⑥22.4.  
2

①灯油(平野下水処理場)第2四半期 638KL 買入(単価契約) ②一般  
③22.5.21 ④三徳商事(株) 大阪市淀川区新高4-1-3 ⑤56,490円 ⑥  
22.4.2

①軽油(環境局)第2四半期 354.2KL 買入(単価契約) ②一般 ③22.  
5.21 ④トヨーエナジー(株) 大阪府中央区徳井町2-4-14 ⑤92,685円  
⑥22.4.2

①揮発油(環境局)第2四半期 164.9KL 買入(単価契約) ②一般 ③  
22.5.21 ④旭油業(株) 大阪市北区中崎西1-6-4 ⑤118,020円 ⑥22.  
4.2

①A重油(中浜下水処理場外18カ所)第2四半期 155KL 買入(単価契  
約) ②一般 ③22.5.21 ④旭油業(株) 大阪市北区中崎西1-6-4 ⑤

64,470円 ⑥22.4.2

- ①揮発油（消防局）第2四半期 105KL 買入（単価契約） ②一般 ③22.5.21 ④旭油業(株) 大阪市北区中崎西1-6-4 ⑤121,170円 ⑥22.4.2
- ①A重油（港湾局）第2四半期 173KL 買入（単価契約） ②一般 ③22.5.21 ④商船三井テクノトレード(株) 大阪支店 大阪市西区靱本町1-11-7 信濃橋三井ビル ⑤64,470円 ⑥22.4.2
- ①灯油（環境局B）第2四半期 106KL 買入（単価契約） ②一般 ③22.5.21 ④旭油業(株) 大阪市北区中崎西1-6-4 ⑤60,270円 ⑥22.4.2
- ①任期付職員用庁内情報利用パソコン 一式 長期借入 ②一般 ③22.5.21 ④富士通リース(株) 関西支店 大阪市中央区城見2-2-53 ⑤14,007,840円 ⑥22.4.2
- ①軽四輪ダンプ車（その他プラ用）19台 製造 その1 ②一般 ③22.5.21 ④西日本三菱自動車販売(株) 大阪支店 大阪市淀川区新高1-4-10 ⑤39,600,750円 ⑥22.4.2
- ①総合福祉システム（生活保護システム）用端末等増設機器 一式 長期借入 ②一般 ③22.5.21 ④富士通リース(株) 大阪市中央区城見2-2-53 ⑤37,480,800円 ⑥22.4.2
- ①軽四輪ダンプ車（その他プラ用）19台 製造 その2 ②一般 ③22.5.26 ④西日本三菱自動車販売(株) 大阪支店 大阪市淀川区新高1-4-10 ⑤39,600,750円 ⑥22.4.2

（契約管財局契約部物品等契約担当）



## 大阪市告示第812号

次のとおり落札者等について公示する。

平成22年7月16日

大阪市長 平松邦夫

[掲載順序]

### ◎契約担当（所在地）

①調達件名、数量及び調達方法 ②契約方法 ③落札決定日（随意契約の場合は契約日） ④落札者（随意契約の場合は契約相手方） ⑤落札金額（随意契約の場合は契約金額） ⑥入札公告日又は公示日 ⑦随意契約の場合はその理由

### ◎契約担当 計画調整局都市再生振興部総務担当（大阪市北区中之島1丁目3番20号）

①まちづくり総合調整・情報整備業務委託 ②随意 ③22.5.6 ④（財）大阪市都市工学情報センター 大阪市中央区大手前1丁目7番31号 大阪マーチャンダイズ・マートビル（OMMビル）13階 ⑤94,615,500円 ⑦政府調達に関する協定第15条第1項(d)

(計画調整局都市再生振興部総務担当)

**大阪市告示第813号**

一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

平成22年7月16日

大阪市長 平 松 邦 夫

## 1 担当部局

〒552-0007 大阪市港区弁天1丁目2番1-1300号

大阪市契約管財局契約部物品等契約担当 電話 06-4395-7161

## 2 入札に付する事項

## (1) 購入物品及び予定数量

|                             |             |
|-----------------------------|-------------|
| ① 高分子凝集剤（中浜下水処理場外5か所）       | 122,200kg   |
| ② 高分子凝集剤（舞洲スラッジセンター）        | 200,000kg   |
| ③ 低食塩次亜塩素酸ソーダ（中浜下水処理場外3か所）  | 1,576,000kg |
| ④ 低食塩次亜塩素酸ソーダ（津守下水処理場外3か所）  | 1,032,000kg |
| ⑤ 低食塩次亜塩素酸ソーダ（海老江下水処理場外3か所） | 990,000kg   |
| ⑥ かせいソーダ（舞洲スラッジセンター）        | 1,860,000kg |
| ⑦ ポリ硫酸第二鉄（中浜下水処理場外3か所）      | 2,241,000kg |
| ⑧ ポリ硫酸第二鉄（海老江下水処理場外3か所）     | 2,754,000kg |

以上、電子入札対象案件とする。

## (2) 購入物品の特質等 入札説明書による。

## (3) 納入期間 平成22年10月1日から平成23年3月31日までの間

## (4) 納入場所 入札説明書による。

## (5) 納入方法 本市が指定した日時に、指定する数量を納入すること

## (6) 入札方法 入札後資格確認型一般競争入札により、上記(1)①～⑧の物品ごとに入札に付する。

## 3 入札参加資格等

入札参加申請時において、(1)～(4)までの資格を認められた者は入札に参加することができる。ただし、落札者となるためには、入札後におこなう技術審査等において、(5)～(9)までの要件についても資格を認められる必要がある。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を担当部局（1に同じ）に行えば当該審査を行う。ただし、平成22年8月2日（月）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

## (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること

## (2) 大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていない

こと

- (3) 大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと
  - (4) 平成22年度本市入札参加有資格者名簿に物品種目「30 工業薬品」で登録していること
  - (5) 当該物品又はこれと類似する物品について、納入実績があること
  - (6) 当該物品の納入に際し、本市の要請に応じて指定数量を迅速に納入することができる体制が整備されていること
  - (7) 上記2(1)①、②及び⑦、⑧の物品については、本市建設局における製品検査に合格した物品を確実に納入できることの証明書の提出ができること
  - (8) 上記2(1)③～⑥の物品については、仕様書に定めた条件を満たす物品を確実に納入できることの証明書の提出ができること
  - (9) 上記2(1)⑥の物品については、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第4条の規定により毒物又は劇物の一般販売業の登録を受けていることの証明書の提出ができること
- 4 入札説明書等の交付場所等
- (1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先 システム上及び担当部局（1に同じ）
  - (2) 入札説明書等の交付方法 公示の日から平成22年8月2日（月）まで無償により交付する。
  - (3) 入札参加申請書等の受付期間 公示の日の翌日から平成22年8月2日（月）午後5時まで
  - (4) 入札参加申請書等の受付場所 入札説明書による。
- 5 入札執行の日時等
- (1) 電子入札による場合
    - ① 入札書受付期間 平成22年8月31日（火）から同年9月1日（水）までの午前9時から午後5時まで
    - ② 開札予定日時 平成22年9月2日（木）午前10時30分
    - ③ 場所 システム上とする。
  - (2) 紙入札による場合
    - ① 入札書受付期間 平成22年9月2日（木）午前10時から午前10時30分まで
    - ② 開札予定日時 平成22年9月2日（木）午前10時30分
    - ③ 場所 大阪市契約管財局入札室（1に同じ）

ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。）第25条第2項に規定する郵便等（以下「郵便等」という。）による入札の場合は平成22年9月1日（水）午後5時までに必着のこと
- 6 入札保証金等
- (1) 入札保証金 免除

## (2) 契約保証金 要

ただし、契約規則第37条第1項の規定に該当する場合は免除する。

## (3) 保証人 不要

## (4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

## (5) 契約書作成の要否 要

## (6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とし、その者が提出した技術審査資料を審査のうえ、上記3(1)～(9)の資格要件を満たしている場合に落札者とする。

## 7 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本公示に示した入札参加申請書等を平成22年8月2日(月)午後5時までに受付場所に、指定した方法にて必着のこと。なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

## 8 入札の無効

契約規則第28条第1項の規定に該当する入札

なお、開札後落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置又は大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

## 9 その他

(1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(2) 本契約は概算契約であり、契約金額の確定は、納入期限において実納入数量に契約時の単価を乗じて行うものとする。

(3) 契約締結までに、落札者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

(4) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。

(5) 詳細は入札説明書による。

## 10 Summary

(1) Nature and estimated quantity of the products to be purchased:

- |                                                                                                       |             |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| ① Polymer coagulant<br>(Nakahama Sewage Treatment Plant and 5 places)                                 | 122,200kg   |
| ② Polymer coagulant (Maishima Sludge Center)                                                          | 200,000kg   |
| ③ Sodium hypochlorite (low content sodium chloride)<br>(Nakahama Sewage Treatment Plant and 3 places) | 1,576,000kg |
| ④ Sodium hypochlorite (low content sodium chloride)<br>(Tsumori Sewage Treatment Plant and 3 places)  | 1,032,000kg |

- ⑤ Sodium hypochlorite (low content sodium chloride)  
(Ebie Sewage Treatment Plant and 3 places) 990,000kg
- ⑥ Caustic soda(Maishima Sludge Center) 1,860,000kg
- ⑦ Poly ferric sulfata  
(Nakahama Sewage Treatment Plant and 3 places) 2,241,000kg
- ⑧ Poly ferric sulfata  
(Ebie Sewage Treatment Plant and 3 places) 2,754,000kg
- (2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:5:00PM, 2 August 2010
- (3) The date and time for the submission of tenders:
- ① on the Osaka City Electronic Tender System:from 9:00AM, 31 August 2010 to 5:00PM, 1 September 2010
- ② in person: from 10:00AM to 10:30AM, 2 September 2010
- ③ by post: 5:00PM, 2 September 2010
- (4) A contact point where tender documents are available: Contracts Division, Contracts and Property Management Bureau, The City of Osaka 2-1-1300, Benten 1-chome, Minato-ku, Osaka 552-0007, TEL06-4395-7161  
(契約管財局契約部物品等契約担当)

~~~~~

大阪市告示第814号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

平成22年7月16日

大阪市長 平松邦夫

1 担当部局

〒552-0007 大阪市港区弁天1丁目2番1-1300号

大阪市契約管財局契約部物品等契約担当 電話 06-4395-7161

2 入札に付する事項

(1) 購入物品及び予定数量

- | | |
|----------------------|---------|
| ① 灯油 (平野下水処理場) | 741KL |
| ② 灯油 (環境局A) | 210KL |
| ③ 灯油 (環境局B) | 126KL |
| ④ 揮発油 (環境局) | 142.9KL |
| ⑤ 揮発油 (消防局) | 98KL |
| ⑥ A重油 (中浜下水処理場外18カ所) | 91KL |
| ⑦ A重油 (港湾局) | 214KL |
| ⑧ 軽油 (環境局) | 320.4KL |

以上、電子入札対象案件とする。

- (2) 購入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 納入期間 平成22年10月1日から同年12月31日までの間
- (4) 納入場所 入札説明書による。
- (5) 納入方法 入札説明書による。
- (6) 入札方法 上記(1)①～⑧の物品ごとに入札に付する。

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を担当部局（1に同じ）に行えば当該審査を行う。ただし、平成22年8月3日（火）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと
- (4) 平成22年度本市入札参加有資格者名簿に物品種目「33 石油類」で登録していること
- (5) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年12月27日法律第96号）の規定に基づく石油販売業の届出をしている者であること
- (6) 当該購入物品の規格に合致した物品を確実にかつ十分に納入し得ることを証明した者であること
- (7) 当該物品の納入に際し、本市の要請に応じて指定数量を迅速に納入することができる体制が整備されていること
- (8) 災害発生時等に対応が可能な体制が整備されていること
- (9) 上記2(1)⑦の物品については、給油船による給油を行うことが可能である旨を証明した者であること

4 入札説明書等の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先 システム上及び担当部局（1に同じ）
- (2) 入札説明書等の交付方法 公示の日から平成22年8月3日（火）まで無償により交付する。
- (3) 入札参加申請書等の受付期間 公示の日の翌日から平成22年8月3日（火）午後5時まで
- (4) 入札参加申請書等の受付場所 入札説明書による。

5 入札執行の日時等

- (1) 電子入札による場合
 - ① 入札書受付期間 平成22年9月1日（水）から同月2日（木）まで

の午前9時から午後5時まで

- ② 開札予定日時 平成22年9月3日（金）午後1時30分
- ③ 場所 システム上とする。

(2) 紙入札による場合

- ① 入札書受付期間 平成22年9月3日（金）午後1時から午後1時30分まで
- ② 開札予定日時 平成22年9月3日（金）午後1時30分
- ③ 場所 大阪市契約管財局入札室（1に同じ）

ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。）第25条第2項に規定する郵便等による入札の場合は平成22年9月2日（木）午後5時までに必着のこと

6 入札保証金等

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要
ただし、契約規則第37条第1項の規定に該当する場合は、免除する。
- (3) 保証人 不要
- (4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本公示に示した入札参加申請書等を平成22年8月3日（火）午後5時までに、受付場所に指定した方法にて必着のこと。なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

提出された証明書等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

8 入札の無効

契約規則第28条第1項の規定に該当する入札

なお、開札後落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置又は大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

9 その他

- (1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) 契約締結までに、落札者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (3) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがあ

る。

(4) 契約日以降に揮発油税及び軽油引取税の税率の改定があった場合は、改定後の税率に基づき契約を変更する。

(5) 詳細は入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and estimated quantity of the products to be purchased:

① Kerosine (Hirano Sewage Treatment Plant)	741KL
② Kerosine (Environment Bureau A)	210KL
③ Kerosine (Environment Bureau B)	126KL
④ Gasoline (Environment Bureau)	142.9KL
⑤ Gasoline (Osaka Municipal Fire Department)	98KL
⑥ ClassA heavy oil (Nakahama Sewage Treatment Plant and 18places)	91KL
⑦ ClassA heavy oil (Port & Harbor Bureau)	214KL
⑧ Gas oil (Environment Bureau)	320.4KL

(2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:
5:00PM, 3 August 2010

(3) The date and time for the submission of tenders:

- ① on the Osaka City Electronic Tender System:from 9:00AM, 1 September 2010 to 5:00PM, 2 September 2010
- ② in person: from 1:00PM to 1:30PM, 3 September 2010
- ③ by post: 5:00PM, 2 September 2010

(4) A contact point where tender documents are available:Contracts Division, Contracts and Property Management Bureau, The City of Osaka 2-1-1300, Benten 1-chome, Minato-ku, Osaka 552-0007, TEL06-4395-7161

(契約管財局契約部物品等契約担当)

大阪市告示第815号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成22年7月16日

大阪市長 平松邦夫

1 許可番号

平成18年6月6日 大阪市指令計（開）第17号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

大阪市阿倍野区阪南町7丁目19番2、19番4、19番5、19番6、19番7の

一部、19番10の一部

3 許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市東住吉区中野3丁目1番11号

株式会社 エヌ・ケー興産

代表取締役 中村 一嘉

4 新たに設置された公共施設

公共施設 の種類	概要		管理者	用地の 帰属	摘 要
	幅員(管径)	延長			
道路	4.000m	20.360m	開発者	開発者	すみ切り2ヵ所含む。
下水道	D=150mm	3.200m	大阪市	—	集水ますI型 インバート付1ヵ所 新設工

なお、関係図書は大阪市計画調整局開発調整部において閲覧することができる。

(計画調整局開発調整部規制誘導担当)

大阪市告示第816号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成22年7月16日

大阪市長 平 松 邦 夫

1 許可番号

平成18年6月6日 大阪市指令計（開）第19号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

大阪市生野区田島1丁目49番2の一部、49番18の一部、50番6の一部

3 許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市住吉区长居東4丁目21番9号

株式会社 六島

代表取締役 枝川 孝

4 新たに設置された公共施設

公共施設 の種類	概要		管理者	用地の 帰属	摘 要
	幅員(管径)	延長			
道路	4.000m	33.866m	開発者	開発者	すみ切り2ヵ所含む。
下水道	D=150mm	3.400m	大阪市	—	集水ますI型 インバート付1ヵ所 新設工

なお、関係図書は大阪市計画調整局開発調整部において閲覧することができる。

(計画調整局開発調整部規制誘導担当)

大阪市告示第817号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成22年7月16日

大阪市長 平松邦夫

1 許可番号

平成18年10月2日 大阪市指令計（開）第47号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

大阪市中央区松屋町8番1、8番3、8番4、21番5、21番6、21番7

3 許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市中央区松屋町3番23号

株式会社 松屋ビル

代表取締役 松任 正

4 新たに設置された公共施設

公共施設の種類	概要		管理者	用地の 帰属	摘 要
	幅員（管径）	延長			
下水道	D=200mm	1.600m	大阪市	—	0号組立マンホール インバート付1カ所 新設工
下水道	D=200mm	4.000m	大阪市	—	集水ますⅠ型 インバート付1カ所 新設工
下水道	D=200mm	4.000m	大阪市	—	集水ますⅡ型 インバート付1カ所 移設工

5 廃止された公共施設

公共施設の種類	概要		管理者	用地の 帰属	摘 要
	幅員（管径）	延長			
下水道	D=150mm	6.100m	大阪市	—	集水ますⅠ型 1カ所 撤去工
下水道	D=200mm	6.600m	大阪市	—	集水ますⅠ型 2カ所 撤去工
下水道	D=200mm	2.700m	大阪市	—	集水ますⅡ型 1カ所 撤去工
下水道	D=300mm	4.100m	大阪市	—	集水ますⅠ型 1カ所 撤去工

なお、関係図書は大阪市計画調整局開発調整部において閲覧することができる。

(計画調整局開発調整部規制誘導担当)

大阪市告示第818号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成22年7月16日

大阪市長 平松 邦夫

1 許可番号

平成18年9月21日 大阪市指令計（開）第52号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

大阪市鶴見区横堤5丁目218番19

3 許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市鶴見区横堤5丁目13番47号

株式会社 三和プランニング

代表取締役 山島 敬右

4 新たに設置された公共施設

公共施設 の種類	概要		管理者	用地の 帰属	摘 要
	幅員（管径）	延長			
道路	4.000m	34.910m	開発者	開発者	すみ切り1ヵ所含む。
下水道	D=150mm	2.300m	大阪市	—	集水ますI型 インバート付1ヵ所 新設工

なお、関係図書は大阪市計画調整局開発調整部において閲覧することができる。

(計画調整局開発調整部規制誘導担当)

大阪市告示第819号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成22年7月16日

大阪市長 平松 邦夫

- 1 許可番号
平成18年10月10日 大阪市指令計（開）第63号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
大阪市鶴見区緑2丁目5番3の一部
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
大阪市鶴見区横堤2丁目3番10号
廣瀬建設 株式会社
代表取締役 廣瀬 裕美
- 4 新たに設置された公共施設

公共施設 の種類	概要		管理者	用地の 帰属	摘 要
	幅員（管径）	延長			
道路	4.000m	13.400m	開発者	開発者	すみ切り2カ所含む。
下水道	D=150mm	4.000m	大阪市	—	集水ますI型 インバート付1カ所 新設工

なお、関係図書は大阪市計画調整局開発調整部において閲覧することができる。

（計画調整局開発調整部規制誘導担当）

大阪市告示第820号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成22年7月16日

大阪市長 平松 邦夫

- 1 許可番号
平成22年3月10日 大阪市指令計（規）第68号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
大阪市平野区長吉出戸3丁目727番1、729番1、731番3、728番
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
大阪府藤井寺市藤井寺1丁目7番21号
株式会社 小林工務店
代表取締役 小林 育造
- 4 新たに設置された公共施設

公共施設 の種類	概要		管理者	用地の 帰属	摘 要
	幅員（管径）	延長			

道路	5.000m	87.810m	開発者	開発者	すみ切り2ヵ所含む。
道路	5.000m	17.000m	開発者	開発者	
道路	4.000m	6.000m	開発者	開発者	転回広場 すみ切り2ヵ所含む。
下水道	D=150mm	6.700m	大阪市	—	0号組立マンホール インバート付1ヵ所 新設工

なお、関係図書は大阪市計画調整局開発調整部において閲覧することができる。

(計画調整局開発調整部規制誘導担当)

大阪市告示第821号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成22年7月16日

大阪市長 平松邦夫

1 許可番号

平成22年3月23日 大阪市指令計（規）第72号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

大阪市生野区林寺4丁目146番の一部、149番、150番2

3 許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市東住吉区中野3丁目1番13号

有限会社 エヌ・ケー不動産販売

代表取締役 中村 智香

4 新たに設置された公共施設

公共施設の種類	概要		管理者	用地の帰属	摘要
	幅員(管径)	延長			
道路	4.000m	11.680m	開発者	開発者	すみ切り2ヵ所含む。
道路	4.000m	11.690m	開発者	開発者	すみ切り2ヵ所含む。
下水道	D=150mm	5.600m	大阪市	—	集水ますI型 インバート付 2ヵ所 新設工
下水道	D=150mm	0.500m	大阪市	—	集水ますI型 インバート付 1ヵ所 新設工

5 廃止された公共施設

公共施設 の種類	概要		管理者	用地の 帰属	摘 要
	幅員(管径)	延長			
下水道	—	—	大阪市	—	集水ますI型 2カ所 撤去工

なお、関係図書は大阪市計画調整局開発調整部において閲覧することができる。

(計画調整局開発調整部規制誘導担当)

大阪市告示第822号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成22年7月16日

大阪市長 平松 邦夫

1 許可番号

平成22年3月19日 大阪市指令計(規)第73号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

大阪市鶴見区今津中1丁目2番21、2番22の一部

3 許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市北区天神西町5番17-10F

株式会社 アドバンスハウジング

代表取締役 井上 伸也

4 新たに設置された公共施設

公共施設 の種類	概要		管理者	用地の 帰属	摘 要
	幅員(管径)	延長			
道路	4.000m	13.890m	開発者	開発者	すみ切り2カ所含む。
下水道	D=150mm	5.400m	大阪市	—	集水ますI型 インバート付 2カ所 新設工

なお、関係図書は大阪市計画調整局開発調整部において閲覧することができる。

(計画調整局開発調整部規制誘導担当)

大阪市告示第823号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成22年7月16日

大阪市長 平 松 邦 夫

- 1 許可番号
平成22年4月20日 大阪市指令計（規）第6号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
大阪市鶴見区今津中3丁目9番15、9番20
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
大阪市城東区古市3丁目24番18号
株式会社 岡 俊
代表取締役 岡崎 敏彦
- 4 新たに設置された公共施設

公共施設の種類	概要		管理者	用地の 帰属	摘 要
	幅員（管径）	延長			
道路	4.000m	18.120m	開発者	開発者	すみ切り2ヵ所含む。
下水道	—	—	大阪市	—	集水ますI型 インバート付 1ヵ所 新設工

5 廃止された公共施設

公共施設の種類	概要		管理者	用地の 帰属	摘 要
	幅員（管径）	延長			
下水道	—	—	大阪市	—	集水ますI型 インバート付 1ヵ所 撤去工

なお、関係図書は大阪市計画調整局開発調整部において閲覧することができる。

（計画調整局開発調整部規制誘導担当）



大阪市告示第824号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成22年7月16日

大阪市長 平 松 邦 夫

- 1 許可番号

平成22年4月21日 大阪市指令計（規）第8号

- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
大阪市鶴見区鶴見4丁目25番4の一部、25番11の一部
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
大阪市鶴見区横堤5丁目5番9号
カナザワ住設 株式会社
代表取締役 金沢 永一
- 4 新たに設置された公共施設

公共施設 の種類	概要		管理者	用地の 帰属	摘 要
	幅員（管径）	延長			
道路	4.500m	12.460m	開発者	開発者	すみ切り2ヵ所含む。
下水道	D=150mm	3.300m	大阪市	—	集水ますⅡ型 インバート付 1ヵ所 新設工

なお、関係図書は大阪市計画調整局開発調整部において閲覧することができる。

（計画調整局開発調整部規制誘導担当）

大阪市告示第825号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図書は、大阪市計画調整局建築指導部において一般の縦覧に供する。

平成22年7月16日

大阪市長 平松 邦夫

指定年月日及び指令番号

平成22年7月5日

大阪市指令大計建確 第2016号

地 名	地 番	道路幅員	道路延長	摘 要
住吉区 帝塚山西4丁目	47番4 47番7 47番8 47番11 47番12	m 4.0	m 18.89	

（計画調整局建築指導部建築確認担当）

大阪市告示第826号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成22年7月16日

大阪市長 平松邦夫

①名称 ②所在地 ③指定年月日

①ゴウクリニック ②大阪市北区菅原町9番16号 ③平成22年6月1日

①整形外科おたきクリニック ②大阪市都島区毛馬町2丁目10番33号 ③平成22年6月1日

①かすや整形外科クリニック ②大阪市中央区谷町6丁目2番30号 ③平成22年6月1日

①東迎クリニック ②大阪市中央区南船場3丁目3番5号 ③平成22年5月1日

①安水内科クリニック ②大阪市中央区南本町1丁目7番15号 ③平成22年5月1日

①湯藤小児科医院 ②大阪市中央区瓦屋町2丁目3番21号 ③平成22年5月1日

①やました皮フ科クリニック ②大阪市大正区三軒家西1丁目2番7号 ③平成19年7月1日

①大森クリニック第二クリニック ②大阪市天王寺区玉造元町3番9号 ③平成22年6月1日

①アームクリニック ②大阪市浪速区戎本町1丁目9番19号 ③平成22年6月1日

①正眼科 ②大阪市浪速区難波中3丁目1番13号 ③平成22年5月1日

①うへのメンタルクリニック ②大阪市東成区東小橋1丁目9番19号 ③平成22年6月1日

①ふじい皮ふ科 ②大阪市東成区東小橋1丁目9番19号 ③平成22年6月1日

①北山内科クリニック ②大阪市城東区野江3丁目27番30号 ③平成22年6月1日

①もりファミリークリニック ②大阪市住吉区长居2丁目11番15号 ③平成22年6月1日

①山中眼科 ②大阪市西成区玉出東2丁目3番30号 ③平成22年4月24日

①濱本歯科・口腔外科クリニック ②大阪市中央区谷町6丁目1番14号 ③平成22年6月1日

①池上デンタルクリニック ②大阪市西区北堀江1丁目3番24号 ③平成22年6月1日

①こだま歯科 ②大阪市天王寺区真法院町21番6号 ③平成22年6月1日

①渡辺歯科医院 ②大阪市天王寺区真田山町1番5号 ③平成22年6月1日

①海野歯科医院 ②大阪市淀川区西中島1丁目12番11号 ③平成22年4月1日

- ①もりわきデンタルクリニック ②大阪市淀川区木川西4丁目2番2号 ③平成22年6月1日
- ①はっぴい歯科 ②大阪市旭区中宮1丁目10番15号 ③平成22年3月1日
- ①おかやす歯科クリニック ②大阪市阿倍野区昭和町2丁目8番27号 ③平成22年6月1日
- ①たかだデンタルクリニック ②大阪市阿倍野区天王寺町北1丁目10番7号 ③平成22年6月1日
- ①さわだ歯科医院 ②大阪市住之江区御崎6丁目16番12号 ③平成22年6月1日
- ①吉村歯科医院 ②大阪市平野区背戸口4丁目2番21号 ③平成22年5月1日
- ①チェリー薬局 からほり店 ②大阪市中央区谷町7丁目1番47号 ③平成22年5月1日
- ①アピス薬局 難波中店 ②大阪市浪速区難波中1丁目13番3号 ③平成22年5月6日
- ①ヘルシーデポ薬局 十三店 ②大阪市淀川区十三東2丁目12番43号 ③平成22年5月6日
- ①古今堂薬局 ②大阪市住吉区我孫子1丁目7番7号 ③平成22年4月1日
- ①竹内薬局 住吉店 ②大阪市住吉区南住吉3丁目3番2号 ③平成22年5月2日
- ①進行堂西薬局 ②大阪市東住吉区矢田1丁目19番22号 ③平成22年5月1日
- ①訪問看護ステーション鶴見橋 ②大阪市西成区鶴見橋1丁目6番12号 ③平成22年4月1日

(健康福祉局生活福祉部生活保護担当)

~~~~~

### 大阪市告示第827号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、指定医療機関から変更の届出があったので、次のとおり告示する。

平成22年7月16日

大阪市長 平松 邦夫

①名称 ②所在地 ③変更年月日

①訪問看護ステーション「セレーノ」 ②(旧)：大阪市西成区天下茶屋2丁目7番8号 (新)：大阪市西成区天下茶屋2丁目21番11号 ③平成21年10月1日

(健康福祉局生活福祉部生活保護担当)

~~~~~

大阪市告示第828号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、指定医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成22年7月16日

大阪市長 平松 邦夫

①名称 ②所在地 ③廃止年月日

①天神橋さくらクリニック ②大阪市北区池田町6番10-201号 ③平成22年4月10日

①東迎クリニック ②大阪市中央区南船場1丁目9番1号 ③平成22年4月30日

①湯藤小児科医院 ②大阪市中央区瓦屋町2丁目5番15号 ③平成22年4月30日

①やました皮フ科クリニック ②大阪市大正区三軒家西1丁目2番7号 ③平成19年6月30日

①千代医院 ②大阪市浪速区難波中3丁目1番13号 ③平成22年3月31日

①岸本医院 ②大阪市淀川区十三元今里2丁目1番6号 ③平成22年5月21日

①石川診療所 ②大阪市生野区舍利寺1丁目8番7号 ③平成22年5月31日

①くだら診療所 ②大阪市東住吉区桑津1丁目29番3号 ③平成22年5月31日

①南出整形外科 ②大阪市平野区喜連西1丁目11番26号 ③平成22年6月30日

①山中眼科 ②大阪市西成区玉出東2丁目3番32号 ③平成22年4月23日

①エムワイデンタルオフィス ②大阪市西区新町2丁目15番16号 ③平成22年6月1日

①海野歯科医院 ②大阪市淀川区西中島1丁目12番11号 ③平成22年3月31日

①はっぴい歯科 ②大阪市旭区中宮1丁目10番15号 ③平成22年2月28日

①吉村歯科医院 ②大阪市平野区背戸口4丁目2番21号 ③平成22年4月30日

①からほり薬局 ②大阪市中央区谷町7丁目1番46号 ③平成22年4月30日

①チェリー薬局 ②大阪市中央区谷町6丁目3番12-101号 ③平成22年4月30日

①アピス薬局 難波中店 ②大阪市浪速区難波中3丁目7番8号 ③平成22年5月5日

①ヘルシーデポ薬局 十三店 ②大阪市淀川区十三東2丁目11番6号 ③平成22年5月5日

①古今堂薬局 ②大阪市住吉区我孫子1丁目7番7号 ③平成22年3月31日

①竹内薬局 住吉店 ②大阪市住吉区南住吉3丁目6番30号 ③平成22年5月1日

①りゅうじん訪問看護ステーション住吉 ②大阪市住吉区苅田8丁目6番29号 ③平成22年4月30日

①訪問看護ステーションハーベスト ②大阪市西成区太子2丁目2番16-214号

③平成22年5月6日

(健康福祉局生活福祉部生活保護担当)

~~~~~

### 大阪市告示第829号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、指定医療機関から休止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成22年7月16日

大阪市長 平松 邦夫

①名称 ②所在地 ③休止年月日

①森診療所 ②大阪市阿倍野区阪南町1丁目50番28号 ③平成22年5月1日

(健康福祉局生活福祉部生活保護担当)

~~~~~

大阪市告示第830号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成22年7月16日

大阪市長 平松 邦夫

①名称 ②所在地 ③介護機関種別（指定年月日）

①オレンジ薬局 北梅田店 ②大阪市北区豊崎1丁目11番29号 ③居宅療養管理指導（平成22年6月1日） 介護予防居宅療養管理指導（平成22年6月1日）

①ディサービス しらさぎの家 ②大阪市福島区鷺洲2丁目5番34号 ③通所介護（平成22年5月15日） 介護予防通所介護（平成22年5月15日）

①アカカベ船場薬局 ②大阪市中央区南久宝寺町2丁目1番9号 ③居宅療養管理指導（平成22年5月1日） 介護予防居宅療養管理指導（平成22年5月1日）

①株式会社もぐもぐ ②大阪市中央区東平2丁目1番6号 ③福祉用具貸与（平成22年5月1日） 介護予防福祉用具貸与（平成22年5月1日）

①ケアプランセンター ケア・ブリッジ ②大阪市中央区谷町2丁目4番5号 ③居宅介護支援（平成22年4月1日）

①ヘルパーステーション ケア・ブリッジ ②大阪市中央区谷町2丁目4番5号 ③訪問介護（平成22年4月1日） 介護予防訪問介護（平成22年4月1日）

日)

- ①南船場つばさ薬局 ②大阪市中央区南船場3丁目3番5号 ③居宅療養管理指導(平成22年5月1日) 介護予防居宅療養管理指導(平成22年5月1日)
- ①ベル ②大阪市西区京町堀1丁目14番24号 ③特定福祉用具販売(平成22年5月1日) 特定介護予防福祉用具販売(平成22年5月1日)
- ①植田電器株式会社指定福祉用具レンタルサービス ②大阪市大正区泉尾4丁目15番1号 ③福祉用具貸与(平成22年5月1日)
- ①デイサービスセンターきじゅ ②大阪市大正区三軒家東2丁目3番2号 ③認知症対応型通所介護(平成22年6月1日) 介護予防認知症対応型通所介護(平成22年6月1日)
- ①ヒノデ薬局 ②大阪市大正区三軒家東6丁目8番11号 ③介護予防居宅療養管理指導(平成21年12月1日)
- ①アーチケアプランセンター ②大阪市天王寺区勝山2丁目8番22-12号 ③居宅介護支援(平成22年5月1日)
- ①サポート薬局 ②大阪市天王寺区玉造元町3番9号 ③居宅療養管理指導(平成22年6月1日) 介護予防居宅療養管理指導(平成22年6月1日)
- ①医療法人親愛会アームクリニック ②大阪市浪速区戎本町1丁目9番19号 ③居宅療養管理指導(平成22年6月1日) 介護予防居宅療養管理指導(平成22年6月1日)
- ①グループホーム浪速さくらんぼ ②大阪市浪速区塩草2丁目3番21号 ③認知症対応型共同生活介護(平成22年6月1日) 介護予防認知症対応型共同生活介護(平成22年6月1日)
- ①機能回復専門介護施設ペップサポート ②大阪市浪速区敷津西2丁目1番12号 ③通所介護(平成22年3月1日) 介護予防通所介護(平成22年3月1日)
- ①あかりヘルパーステーション ②大阪市淀川区加島1丁目21番31-201号 ③介護予防訪問介護(平成22年5月1日)
- ①介護ヘルパーステーションゆう ②大阪市淀川区木川東3丁目2番28号 ③訪問介護(平成22年4月1日) 介護予防訪問介護(平成22年4月1日)
- ①茶話本舗デイサービス三津屋笑顔の集い ②大阪市淀川区三津屋南1丁目6番9号 ③通所介護(平成22年5月1日)
- ①いこいの和 ②大阪市東淀川区豊新5丁目5番9-508号 ③訪問介護(平成22年5月1日) 介護予防訪問介護(平成22年5月1日)
- ①アガパンズ生野店 ②大阪市生野区生野西1丁目18番27-108号 ③福祉用具貸与(平成22年5月1日) 特定福祉用具販売(平成22年5月1日) 特定介護予防福祉用具販売(平成22年5月1日) 介護予防福祉用具貸与(平成22年5月1日)
- ①あゆみ薬局 ②大阪市生野区田島5丁目23番39号 ③居宅療養管理指導(平成21年7月1日) 介護予防居宅療養管理指導(平成21年7月1日)
- ①おたっしやデイサービス今里 ②大阪市生野区巽北1丁目13番20号 ③通所

- 介護（平成22年6月1日） 介護予防通所介護（平成22年6月1日）
①サポート薬局 ②大阪市生野区勝山北5丁目17番22号 ③居宅療養管理指導
（平成22年6月1日） 介護予防居宅療養管理指導（平成22年6月1日）
①サポート薬局 ②大阪市生野区巽中1丁目23番6-105号 ③居宅療養管理指
導（平成22年6月1日） 介護予防居宅療養管理指導（平成22年6月1日）
①クレセントサカモトデンタルクリニック ②大阪市旭区森小路1丁目6番8
号 ③居宅療養管理指導（平成22年1月1日） 介護予防居宅療養管理指導
（平成22年1月1日）
①パナソニックエイジフリー関目デイセンター ②大阪市城東区関目6丁目6
番24号 ③介護予防通所介護（平成22年4月1日）
①高木医院 ②大阪市鶴見区鶴見6丁目9番24号 ③訪問リハビリテーション
（平成22年1月1日） 介護予防居宅療養管理指導（平成22年1月1日） 介
護予防訪問リハビリテーション（平成22年1月1日）
①たかやま歯科口腔外科クリニック ②大阪市鶴見区緑1丁目9番18号 ③居
宅療養管理指導（平成22年4月1日） 介護予防居宅療養管理指導（平成22年
4月1日）
①デイサービスセンターあべのエトワル ②大阪市阿倍野区旭町1丁目3番11
号 ③通所介護（平成22年5月1日） 介護予防通所介護（平成22年5月1
日）
①ヘルパーステーションモガミ ②大阪市阿倍野区阿倍野筋5丁目1番20号
③訪問介護（平成22年5月1日）
①ベストライフ訪問看護ステーション ②大阪市阿倍野区播磨町2丁目8番
25-305号 ③訪問看護（平成22年5月1日） 介護予防訪問看護（平成22年5
月1日）
①ほっとライフケアサポート ②大阪市阿倍野区阪南町2丁目2番2-308号
③訪問介護（平成22年4月1日） 介護予防訪問介護（平成22年4月1日）
①医療法人三宝会グループホームつるさんかめさんの家デイサービス ②大阪
市住之江区北加賀屋5丁目2番2号 ③認知症対応型通所介護（平成22年5月
1日）
①古今堂薬局 ②大阪市住吉区我孫子1丁目7番7号 ③居宅療養管理指導
（平成22年4月1日） 介護予防居宅療養管理指導（平成22年4月1日）
①トータルケアゆうき ②大阪市住吉区遠里小野7丁目9番15号 ③居宅介護
支援（平成22年5月1日）
①花だより ②大阪市住吉区苅田7丁目12番19-301号 ③訪問介護（平成22年
5月1日） 介護予防訪問介護（平成22年5月1日）
①もりファミリークリニック ②大阪市住吉区長居2丁目11番15号 ③訪問看
護（平成22年6月1日） 訪問リハビリテーション（平成22年6月1日） 居
宅療養管理指導（平成22年6月1日） 介護予防居宅療養管理指導（平成22年
6月1日） 介護予防訪問看護（平成22年6月1日） 介護予防訪問リハビリ
テーション（平成22年6月1日）

- ①株式会社 サニーヘルパーステーション ②大阪市東住吉区鷹合4丁目19番18号 ③居宅介護支援（平成22年5月1日）
- ①介護のトマトハウス ②大阪市平野区加美北6丁目15番24号 ③訪問介護（平成22年5月1日） 介護予防訪問介護（平成22年5月1日）
- ①リハビリデイサービス関西看護センター ②大阪市平野区平野南1丁目12番30号 ③通所介護（平成22年4月1日） 介護予防通所介護（平成22年5月1日）
- ①千本診療所 ②大阪市西成区千本南1丁目3番2号 ③居宅療養管理指導（平成20年6月1日） 介護予防居宅療養管理指導（平成20年6月1日）
- ①そーしゃるさぼーと憩 ②大阪市西成区南開2丁目2番7号 ③居宅介護支援（平成22年5月1日）
- ①訪問入浴まごのて ②大阪市西成区梅南1丁目2番26号 ③訪問入浴介護（平成22年5月1日）
- ①ライフケアサービス花園 ②大阪市西成区梅南1丁目2番26-506号 ③訪問介護（平成22年3月1日） 介護予防訪問介護（平成22年3月1日）
- （健康福祉局生活福祉部生活保護担当）



大阪市告示第831号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、指定介護機関から変更の届出があったので、次のとおり告示する。

平成22年7月16日

大阪市長 平松 邦夫

- ①名称 ②所在地 ③介護機関種別（変更年月日）
- ①（旧）：デイサービスでんでん天神橋 （新）：デイサービスリハステージ
中津 ②（旧）：大阪市北区本庄西1丁目13番19号パパディカーサ1階
（新）：大阪市北区中津1丁目18番14号北梅田ダイヤビル ③通所介護（平成22年4月19日） 介護予防通所介護（平成22年4月19日）
- ①ケアステーションアリスタッチ ②（旧）：大阪市中央区安堂寺町1丁目3番12-702号 （新）：大阪市中央区安堂寺町1丁目3番12-201号 ③訪問介護（平成21年4月1日） 介護予防訪問介護（平成21年4月1日）
- ①植田電器株式会社指定福祉用具レンタルサービス ②（旧）：大阪市大正区泉尾5丁目6番12号 （新）：大阪市大正区泉尾4丁目15番1号 ③介護予防福祉用具貸与（平成22年5月1日）
- ①みやこ訪問介護サービス ②（旧）：大阪市天王寺区真法院町12番6号 （新）：大阪市天王寺区勝山1丁目6番11号 ③訪問介護（平成21年9月30日） 介護予防訪問介護（平成21年9月30日）

①介護ケアセンターコスモ ②大阪市東淀川区北江口4丁目21番21号 ③訪問介護（平成22年5月10日） 介護予防訪問介護（平成22年5月10日）

①（旧）：有限会社コスモサプライ（新）：株式会社コスモサプライ ②大阪市東淀川区北江口4丁目21番21号 ③福祉用具貸与（平成22年5月10日）
居宅介護支援（平成22年5月10日） 介護予防福祉用具貸与（平成22年5月10日）

①デイサービスセンターこすも ②大阪市東淀川区小松2丁目6番24号 ③通所介護（平成22年5月10日） 介護予防通所介護（平成22年5月10日）

①（旧）：いくのにしうりちふ（新）：うりちふ ②大阪市生野区鶴橋4丁目13番14号 ③通所介護（平成21年2月1日） 介護予防通所介護（平成21年2月1日）

①ヘルパーステーションおおぞら ②（旧）：大阪市城東区中央1丁目4番4号（新）：大阪市城東区中央1丁目6番25号 ③訪問介護（平成21年5月1日） 介護予防訪問介護（平成21年5月1日）

①（旧）：アースサポート株式会社大阪西在宅サービスセンター（新）：アースサポート大阪西成 ②（旧）：大阪市西成区天下茶屋3丁目12番7号（新）：大阪市西成区橘1丁目3番6号 ③訪問介護（平成22年5月1日）
訪問入浴介護（平成22年5月1日） 居宅介護支援（平成22年5月1日）
介護予防訪問介護（平成22年5月1日） 介護予防訪問入浴介護（平成22年5月1日）

①ヤマモト介護サービス萩之茶屋 ②（旧）：大阪市西成区花園北2丁目3番11号（新）：大阪市西成区花園北2丁目6番19号 ③訪問介護（平成22年4月1日） 介護予防訪問介護（平成22年4月1日）

（健康福祉局生活福祉部生活保護担当）



大阪市告示第832号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、指定介護機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成22年7月16日

大阪市長 平松邦夫

①名称 ②所在地 ③介護機関種別（廃止年月日）

①高木医院 ②大阪市鶴見区鶴見6丁目9番24号 ③訪問看護（平成12年12月31日）
訪問リハビリテーション（平成12年12月31日） 居宅療養管理指導（平成12年12月31日）

①たかやま歯科口腔外科クリニック ②大阪市鶴見区緑1丁目9番8号 ③居宅療養管理指導（平成22年3月31日） 介護予防居宅療養管理指導（平成22年

3月31日)

①パナソニックエイジフリーつるみケアセンター訪問介護 ②大阪市鶴見区浜2丁目5番5号 ③訪問介護(平成22年4月30日) 介護予防訪問介護(平成22年4月30日)

①アーチケアプランセンター ②大阪市阿倍野区天王寺町北3丁目1番26-201号 ③居宅介護支援(平成22年4月30日)

①古今堂薬局 ②大阪市住吉区我孫子1丁目7番7号 ③居宅療養管理指導(平成21年3月1日) 介護予防居宅療養管理指導(平成21年3月1日)

①りゅうじん訪問看護ステーション住吉 ②大阪市住吉区苅田8丁目6番29号 ③訪問看護(平成22年4月30日) 介護予防訪問看護(平成22年4月30日)

①くだら診療所 ②大阪市東住吉区桑津1丁目29番3号 ③訪問看護(平成22年5月31日) 訪問リハビリテーション(平成22年5月31日) 居宅療養管理指導(平成22年5月31日) 介護予防居宅療養管理指導(平成22年5月31日) 介護予防訪問看護(平成22年5月31日) 介護予防訪問リハビリテーション(平成22年5月31日)

①幸和ドラッグライフトータルサービス平野 ②大阪市平野区背戸口3丁目9番30号 ③福祉用具貸与(平成22年5月31日) 特定福祉用具販売(平成22年5月31日) 特定介護予防福祉用具販売(平成22年5月31日) 介護予防福祉用具貸与(平成22年5月31日)

①千本診療所 ②大阪市西成区千本南1丁目2番6号 ③訪問看護(平成20年5月31日) 訪問リハビリテーション(平成20年5月31日) 居宅療養管理指導(平成20年5月31日) 介護予防居宅療養管理指導(平成20年5月31日) 介護予防訪問看護(平成20年5月31日) 介護予防訪問リハビリテーション(平成20年5月31日)

①はたなか歯科クリニック ②大阪市西成区岸里東2丁目16番17-201号 ③居宅療養管理指導(平成22年5月31日) 介護予防居宅療養管理指導(平成22年5月31日)

①ヒューマン援護福祉プラザ訪問看護ステーション ②大阪市西成区萩之茶屋1丁目2番15号 ③訪問看護(平成22年5月31日) 介護予防訪問看護(平成22年5月31日)

①訪問看護ステーションハーベスト ②大阪市西成区太子2丁目2番16-214号 ③訪問看護(平成22年5月6日) 介護予防訪問看護(平成22年5月6日)
(健康福祉局生活福祉部生活保護担当)

大阪市告示第833号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、指定

介護機関から休止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成22年7月16日

大阪市長 平松邦夫

①名称 ②所在地 ③介護機関種別（休止年月日）

①加藤内科小児科医院 ②大阪市北区中崎西1丁目4番24号 ③訪問看護（平成22年5月17日） 訪問リハビリテーション（平成22年5月17日） 居宅療養管理指導（平成22年5月17日） 介護予防居宅療養管理指導（平成22年5月17日） 介護予防訪問看護（平成22年5月17日） 介護予防訪問リハビリテーション（平成22年5月17日）

（健康福祉局生活福祉部生活保護担当）

大阪市告示第834号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、施術者を指定したので、次のとおり告示する。

平成22年7月16日

大阪市長 平松邦夫

①施術者名 ②施術所名 ③所在地 ④指定年月日

①川村 淳 ②とよさき鍼灸院 ③大阪市北区豊崎1丁目2番17号 ④平成22年6月2日

①川村 淳 ②とよさき整骨院 ③大阪市北区豊崎1丁目2番17号 ④平成22年6月2日

①田中 明人 ②ほんじょう整骨院 ③大阪市北区本庄東2丁目2番25号 ④平成22年6月1日

①田中 輝男 ②田中マッサージ鍼灸治療院 ③大阪市北区天神橋4丁目8番24-201号 ④平成22年5月16日

①山添 梓 ②山添整骨院 ③大阪市北区中崎1丁目6番16号 ④平成22年5月20日

①建石 晃男 ②都島中通整骨院 ③大阪市都島区都島中通2丁目20番20-101号 ④平成22年5月1日

①西垣 裕之 ②都島中通整骨院 ③大阪市都島区都島中通2丁目20番20-101号 ④平成22年5月1日

①香田 英男 ②みらい整骨院 ③大阪市福島区鷺洲5丁目1番12号 ④平成22年5月24日

①石川 三沙 ②大阪W・Sマッサージ治療院 ③大阪府中央区本町3丁目4番15号 ④平成22年6月4日

①日下 強 ②大阪W・Sマッサージ治療院 ③大阪府中央区本町3丁目4番

15号 ④平成22年6月4日

①八木 正太郎 ②アージュ整骨院 ③大阪市中央区瓦屋町1丁目8番13-101号 ④平成22年6月14日

①富岡 健 ②ひだまり整骨院 ③大阪市港区三先2丁目13番4号 ④平成22年5月1日

①荒井 直哉 ②あい整骨院 玉造 ③大阪市天王寺区玉造元町3番28号 ④平成22年6月1日

①関谷 安正 ②みずほ整骨院 ③大阪市天王寺区大道4丁目5番5号 ④平成22年6月1日

①石黒 浩美 ②恵鍼灸整骨院 ③大阪市浪速区敷津西2丁目8番3号 ④平成22年6月1日

①林崎 富広 ②ざき整骨院 ③大阪市西淀川区佃3丁目7番36号 ④平成22年6月3日

①安部 哲也 ②あべ整骨院 ③大阪市淀川区東三国2丁目32番21号 ④平成22年6月1日

①安部 直也 ②あべ整骨院 ③大阪市淀川区十三東2丁目6番13号 ④平成22年6月1日

①出水 壮明 ②出水整骨院 ③大阪市淀川区十三本町3丁目5番11号 ④平成22年7月1日

①藤井 祥悟 ②わかばやし鍼灸整骨院 ③大阪市淀川区塚本2丁目16番4-102号 ④平成22年4月12日

①有澤 昌洋 ②有澤整骨院 ③大阪市東淀川区大隅1丁目7番15号 ④平成22年5月1日

①中筋 裕貴 ②なかすじ鍼灸整骨院 ③大阪市東淀川区上新庄3丁目11番6号 ④平成22年6月1日

①伊藤 勇二 ②あい整骨院 ③大阪市東成区東小橋3丁目18番4号 ④平成22年4月1日

①岡本 浩崇 ②おかもと整骨院 ③大阪市東成区大今里2丁目33番27号 ④平成22年5月1日

①石本 忍 ②あい整骨院 ③大阪市生野区生野西2丁目1番6号 ④平成22年6月1日

①玄山 昌武 ②くろやま鍼灸整骨院 ③大阪市生野区新今里4丁目2番20号 ④平成22年5月1日

①竹内 慶助 ②ゑびす鍼灸整骨院 ③大阪市生野区小路東2丁目1番24号 ④平成22年5月31日

①原口 卓也 ②かるがも鍼灸整骨院 ③大阪市生野区巽東2丁目18番9号 ④平成22年6月11日

①森本 辰也 ②テラサカキヨシ整骨院 ③大阪市生野区舍利寺3丁目2番8号 ④平成22年5月1日

①安井 正和 ②寺坂ひまわり整骨院 ③大阪市生野区巽東2丁目9番25号

- ④平成22年5月1日
①朝倉 守 ②松井マッサージ院 ③大阪市旭区大宮4丁目22番10-201号 ④
平成22年4月20日
①阪本 貴史 ②松井マッサージ院 ③大阪市旭区大宮4丁目22番10-201号
④平成22年4月10日
①松井 浩昭 ②松井マッサージ院 ③大阪市旭区大宮4丁目22番10-201号
④平成22年4月15日
①山本 雄三 ②なまずえ鍼灸整骨院 ③大阪市城東区古市2丁目3番32号
④平成22年5月1日
①森知 孝昌 ②モリモリ整骨院 ③大阪市阿倍野区松崎町4丁目11番37号
④平成22年6月1日
①米田 正之 ②米田鍼灸整骨院 ③大阪市阿倍野区播磨町1丁目6番3号
④平成22年6月1日
①大倉 一晃 ②辻鍼灸マッサージ院 ③大阪市住吉区大領5丁目19番101号
④平成22年5月6日
①佐久間 正史 ②佐久間整骨院 ③大阪市住吉区山之内2丁目5番21号 ④
平成22年5月10日
①辻村 和夫 ②南すみよし接骨院 ③大阪市住吉区南住吉3丁目8番18号
④平成22年6月7日
①宮里 覚 ②(往療専門) ③大阪市住吉区荻田9丁目14番7-603号 ④平
成22年6月1日
①吉田 竜二 ②ヘルシー整骨院 ③大阪市住吉区长居2丁目9番10-101号
④平成22年5月1日
①上岡 大介 ②桑津げんき整骨院 ③大阪市東住吉区桑津3丁目2番1号
④平成22年6月2日
①福島 睦 ②北田辺福島整骨院 ③大阪市東住吉区北田辺4丁目21番17号
④平成22年4月1日
①船本 優太 ②優心接骨院 ③大阪市東住吉区湯里2丁目18番11号 ④平成
22年5月31日
①米澤 広幸 ②(往療専門) ③大阪市東住吉区照ヶ丘矢田3丁目7番19-
207号 ④平成22年6月1日
①岩谷 直彦 ②平野整骨院 ③大阪市平野区长吉出戸6丁目15番44号 ④平
成22年6月4日
①上森 孝司 ②こすも鍼灸整骨院 ③大阪市平野区喜連西3丁目19番19号
④平成22年6月10日
①河村 将也 ②やすらぎ鍼灸整骨院 ③大阪市平野区瓜破西1丁目8番89号
④平成22年6月1日
①迫田 晃和 ②ふれあい鍼灸整骨院 ③大阪市平野区瓜破1丁目11番29号
④平成22年6月1日
①巴山 相吉 ②はやま整骨院 ③大阪市平野区加美鞍作3丁目8番14号 ④

平成21年6月1日

①平野 充公 ②平野針灸整骨院 ③大阪市平野区西脇1丁目18番13号 ④平成22年6月4日

①福井 宏昌 ②のぞみ鍼灸院整骨院 ③大阪市平野区加美東4丁目15番6号 ④平成22年5月20日

①四丸 紀子 ②じゅんぺい鍼灸整骨院 ③大阪市西成区津守1丁目8番3号 ④平成22年6月1日

(健康福祉局生活福祉部生活保護担当)

大阪市告示第835号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、指定施術者から変更の届出があったので、次のとおり告示する。

平成22年7月16日

大阪市長 平松 邦夫

①施術者名 ②施術所名 ③所在地 ④変更年月日

①（旧）：李 允泰 （新）：森山 允泰 ②塚本整骨院 ③（旧）：大阪市西淀川区柏里2丁目1番23号 （新）：大阪市西淀川区柏里3丁目11番7号

④平成21年8月19日

(健康福祉局生活福祉部生活保護担当)

大阪市告示第836号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、指定施術者から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成22年7月16日

大阪市長 平松 邦夫

①施術者名 ②施術所名 ③所在地 ④廃止年月日

①米澤 広幸 ②大阪W・Sマッサージ治療院 ③大阪府中央区本町3丁目4番15号 ④平成22年5月31日

①徳本 明人 ②徳本整骨院 ③大阪市大正区平尾4丁目17番20号 ④平成22年5月28日

①岩切 篤史 ②ゑびす鍼灸整骨院 ③大阪市浪速区恵美須東1丁目21番6号 ④平成22年3月31日

- ①佐藤 康博 ②おざき鍼灸整骨院 ③大阪市西淀川区佃3丁目7番36-101号
④平成22年5月31日
- ①徐 熙錫 ②恵鍼灸整骨院 ③大阪市浪速区敷津西2丁目8番3-102号 ④
平成22年5月31日
- ①荒井 直哉 ②あい整骨院 ③大阪市生野区生野西2丁目1番36号 ④平成
22年5月31日
- ①玄山 昌武 ②くろやま鍼灸整骨院 ③大阪市生野区新今里4丁目6番25号
④平成22年4月30日
- ①松村 弘之 ②ユイまるマッサージ院 ③大阪市阿倍野区王子町1丁目7
番17号 ④平成21年10月31日
- ①新名 雄二 ②辻鍼灸マッサージ院 ③大阪市住吉区大領5丁目1番19-101
号 ④平成22年5月1日
- ①福島 睦 ②福島整骨院 ③大阪市東住吉区北田辺4丁目21番19号 ④平成
22年3月31日
- ①金澤 健史 ②ふれあい鍼灸整骨院 ③大阪市平野区瓜破1丁目11番29号
④平成22年5月31日
- ①河村 将也 ②みどり整骨院喜連西分院 ③大阪市平野区喜連西4丁目6番
64号 ④平成22年5月27日
- ①巴山 相吉 ②巴山整骨院 ③大阪市平野区加美鞍作3丁目7番4号 ④平
成21年5月31日
- ①康 勲 ②萩之茶屋鍼灸整骨院 ③大阪市西成区萩之茶屋2丁目1番17号
④平成22年5月15日
- ①三輪 靖弘 ②三輪整骨院 ③大阪市西成区梅南3丁目2番43号 ④平成22
年5月31日

(健康福祉局生活福祉部生活保護担当)

~~~~~

### 大阪市告示第837号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、医  
師を指定したので、次のとおり告示する。

平成22年7月16日

大阪市長 平松 邦夫

- ①医師名 ②医療機関名称 ③所在地 ④担当しようとする医療の種類 ⑤指  
定年月日
- ①村上 理子 ②大阪府急性期・総合医療センター ③東住吉区万代東3丁目  
1番56号 ④聴覚・平衡・音声・言語・そしゃく機能障害 ⑤平成22年7月1  
日
- ①畠中 めぐみ ②森ノ宮病院 ③城東区森之宮2-1-88 ④音声・言語・そ  
しゃく機能障害 ⑤平成22年7月1日

- ①高瀬 至郎 ②淀川キリスト教病院 ③東淀川区淡路2丁目9-26 ④ぼうこう又は直腸機能障害 ⑤平成22年7月1日
- ①佐藤 公司 ②大阪暁明館病院 ③此花区春日出中1-22-12 ④ぼうこう又は直腸機能障害 ⑤平成22年7月1日
- ①坂 宗久 ②大阪暁明館病院 ③此花区春日出中1-22-12 ④ぼうこう又は直腸機能障害 ⑤平成22年7月1日
- ①谷川 隆彦 ②医誠会病院 ③東淀川区菅原6丁目-2-25 ④直腸・小腸機能障害 ⑤平成22年7月1日
- ①庄司 太郎 ②千船病院 ③西淀川区佃2丁目2番45号 ④肢体不自由 ⑤平成22年7月1日
- ①井上 千尋 ②大阪暁明館病院 ③此花区春日出中1-22-12 ④肢体不自由 ⑤平成22年7月1日
- ①伊藤 守 ②加賀屋診療所 ③住之江区西加賀屋二丁目5番25号 ④音声・言語・そしゃく機能障害 ⑤平成22年7月1日
- ①黒岡 浩子 ②育和会記念病院 ③生野区巽北3丁目20番29号 ④肝臓機能障害 ⑤平成22年7月1日
- ①萩原 淳司 ②大阪市立大学医学部附属病院 ③阿倍野区旭町1丁目5番7号 ④肝臓機能障害 ⑤平成22年7月1日
- ①野宗 研志 ②大阪府済生会中津病院 ③北区芝田2-10-39 ④視覚障害 ⑤平成22年7月1日
- ①青木 友和 ②北野病院 ③北区扇町2丁目4番20号 ④肢体不自由 ⑤平成22年7月1日
- ①戸田 弘紀 ②北野病院 ③北区扇町2丁目4番20号 ④肢体不自由 ⑤平成22年7月1日
- ①加須屋 崇 ②かすや整形外科クリニック ③中央区谷町6丁目2-30 川島ビル1階 ④肢体不自由 ⑤平成22年7月1日
- ①長井 美樹 ②大阪府立急性期・総合医療センター ③住吉区万代東3丁目1番56号 ④聴覚・平衡・音声・言語・そしゃく機能障害 ⑤平成22年7月1日
- ①豊原 雅司 ②明生病院 ③都島区東野田町二丁目4番8号 ④ぼうこう又は直腸機能障害 ⑤平成22年7月1日
- ①寺田 孝久 ②北巽白鷺クリニック ③生野区巽北3-16-28 ④ぼうこう又は直腸機能障害 ⑤平成22年4月1日
- ①竹島 多賀夫 ②富永病院 ③浪速区湊町1-4-48 ④聴覚・平衡・音声・言語・そしゃく機能障害、肢体不自由 ⑤平成22年7月1日
- ①鳥 正幸 ②大阪警察病院 ③天王寺区北山町10番31号 ④音声・言語・そしゃく機能障害、肢体不自由 ⑤平成22年7月1日
- ①深田 慶 ②大阪府立急性・期総合医療センター ③住吉区万代東3丁目1番56号 ④音声・言語・そしゃく機能障害、肢体不自由 ⑤平成22年7月1日
- ①横田 章 ②横田クリニック ③阿倍野区昭和町5-9-1 光信第2ビル2

- F ④肢体不自由 ⑤平成22年5月1日
- ①小西 長生 ②今泉クリニック ③東成区東小橋2-5-11 ④肢体不自由  
⑤平成22年7月1日
- ①楠木 誠 ②中村耳鼻咽喉科 ③都島区都島北通1-3-18 エイトビル2F  
④聴覚・平衡・音声・言語・そしゃく機能障害 ⑤平成22年7月1日
- ①井上 透 ②大阪市立総合医療センター ③都島区都島本通2丁目13番22号  
④ぼうこう又は直腸機能障害 ⑤平成22年6月1日
- ①天津 久郎 ②大阪市立総合医療センター ③都島区都島本通2丁目13番22号  
④聴覚・平衡・音声・言語・そしゃく機能障害 ⑤平成22年6月1日
- ①高台 真太郎 ②大阪市立総合医療センター ③都島区都島本通2丁目13番22号  
④肝臓機能障害 ⑤平成22年6月1日
- ①早原 信行 ②榊原クリニック ③旭区赤川2丁目14番5号 ④ぼうこう又は直腸機能障害  
⑤平成22年5月17日
- (大阪市立心身障害者リハビリテーションセンター 相談担当)



**大阪市告示第838号**

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第16条の2第3項の規定に基づき、次のとおり利用料金の変更について承認したので、同条第5項の規定に基づき告示する。

平成22年7月16日

大阪市長 平 松 邦 夫

**1 南港中央庭球場の利用料金**

| 区分                                                              | 単位               | 利用料金                                     | 会費又は入場料を徴収する場合の利用料金 |
|-----------------------------------------------------------------|------------------|------------------------------------------|---------------------|
| 砂入人工芝コート                                                        | 1 場所 1 回（1 時間以内） |                                          |                     |
| ハードコート                                                          | 1 場所 1 回（1 時間以内） | 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日 | 900円                |
|                                                                 |                  | 上記に定める日以外の日                              | 500円                |
| 備 考<br>この表については、平成22年9月1日（水）より適用する。（月曜日（その日が休日に当たるときはその翌日）を除く。） |                  |                                          |                     |

**2 南港中央庭球場の附属設備の利用料金**

| 種 別                                                             | 単 位       | 利用料金   |
|-----------------------------------------------------------------|-----------|--------|
| 照明設備                                                            | 1 時間までごとに | 1,900円 |
| 備 考<br>この表については、平成22年9月1日（水）より適用する。（月曜日（その日が休日に当たるときはその翌日）を除く。） |           |        |

(ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当)

## 大阪市告示第839号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように市道の区域を決定する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年7月16日

大阪市長 平松邦夫

| 路線名    | 区 間                            | 敷地の幅員           | 敷地の延長  |
|--------|--------------------------------|-----------------|--------|
| 高見第4号線 | 福島区大開4丁目<br>1番の13地から           | m               | m      |
|        | 此花区高見1丁目<br>1番の1地まで<br>(参考図参照) | 22.00～<br>36.23 | 481.36 |

(建設局管理部管理担当)

## 大阪市告示第840号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように国道の区域を変更する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年7月16日

大阪市長 平松邦夫

| 路線名  | 区 間                                                        | 旧新別 | 敷地の幅員      | 敷地の延長      |
|------|------------------------------------------------------------|-----|------------|------------|
| 479号 | 東淀川区豊里7丁目<br>10番の17地から<br>同 区同 7丁目<br>10番の17地まで<br>(参考図参照) | 旧   | m<br>25.00 | m<br>16.20 |
|      |                                                            | 新   | 51.65      | 16.20      |
|      | 東淀川区大桐1丁目<br>1番の7地から<br>同 区同 1丁目<br>1番の6地まで<br>(参考図参照)     | 旧   | 25.00      | 15.65      |
|      |                                                            | 新   | 44.96      | 15.65      |

(建設局管理部管理担当)

~~~~~

大阪市告示第841号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように府道の区域を変更する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年7月16日

大阪市長 平 松 邦 夫

路 線 名	区 間	旧 新 別	敷 地 の 幅 員	敷 地 の 延 長
大 阪 池 田 線	西淀川区千舟2丁目 6番の5地から 同 区同 2丁目 9番の3地まで (参考図参照)	旧	m 28.80	m 35.20
		新	29.80	35.20

(建設局管理部管理担当)

~~~~~

### 大阪市告示第842号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように国道の供用を開始する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年7月16日

大阪市長 平 松 邦 夫

| 路 線 名   | 区 間                                                        | 供用開始の期日 |
|---------|------------------------------------------------------------|---------|
| 4 7 9 号 | 東淀川区豊里7丁目<br>10番の17地から<br>同 区同 7丁目<br>10番の17地まで<br>(参考図参照) | 告 示 の 日 |
|         | 東淀川区大桐1丁目<br>1番の7地から<br>同 区同 1丁目<br>1番の6地まで<br>(参考図参照)     | 告 示 の 日 |

(建設局管理部管理担当)

大阪市告示第843号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように府道の供用を開始する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年7月16日

大阪市長 平松邦夫

| 路線名   | 区間                                                   | 供用開始の期日 |
|-------|------------------------------------------------------|---------|
| 大阪池田線 | 西淀川区千舟2丁目<br>6番の5地から<br>同区同2丁目<br>9番の3地まで<br>(参考図参照) | 告示の日    |

(建設局管理部管理担当)

大阪市告示第844号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように市道の供用を開始する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

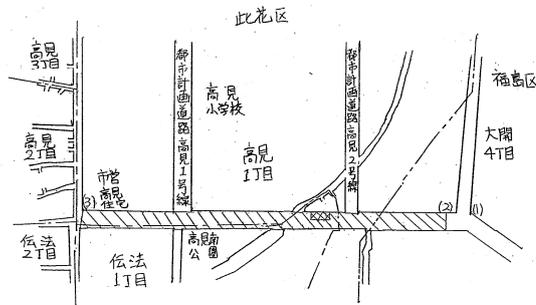
平成22年7月16日

大阪市長 平松邦夫

| 路線名    | 区間                                                     | 供用開始の期日 |
|--------|--------------------------------------------------------|---------|
| 高見第4号線 | 福島区大開4丁目<br>1番の13地から<br>此花区高見1丁目<br>1番の1地まで<br>(参考図参照) | 告示の日    |

(建設局管理部管理担当)

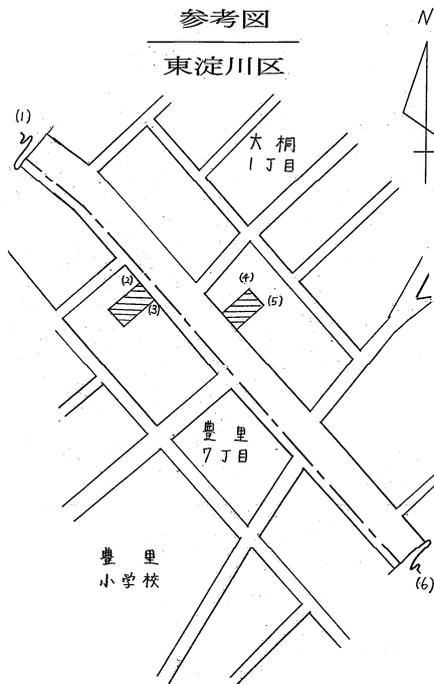
参考図  
福島区・此花区



- 凡例
-  新たに道路となる部分
  -  新たに道路となる部分(ただし、供用開始は保留する。)
  -  区界
  -  町丁界

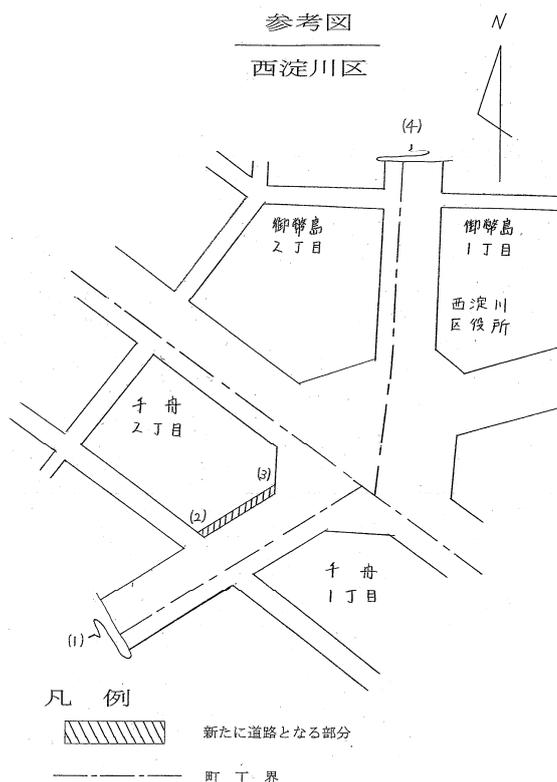
説明  
高見第4号線(1)(3)間のうち(2)(3)間を区域決定する。

参考図  
東淀川区



- 凡例
-  新たに道路となる部分
  -  町丁界

説明  
国道479号線(1)(6)間のうち(2)(3)間及び(4)(5)間を区域変更する。



説 明

大阪池田線(1)(4)間のうち(2)(3)間を区域変更する。

**大阪市告示第845号**

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成22年7月16日

大阪市長 平松 邦 夫

次の道路上にある物件は、道路法第43条の規定に違反するので、平成22年7月30日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

| No. | 種 類                | 場 所           |
|-----|--------------------|---------------|
| 1   | 普通自動車<br>(ニッサン 黒色) | 東成区深江南3丁目13番先 |
| 2   | 普通自動車<br>(トヨタ 白色)  | 港区波除6丁目1番先    |
| 3   | 普通自動車<br>(ニッサン 黒色) | 北区堂島浜1丁目4番先   |

(建設局管理部路上違反物件担当)

**大阪市告示第846号**

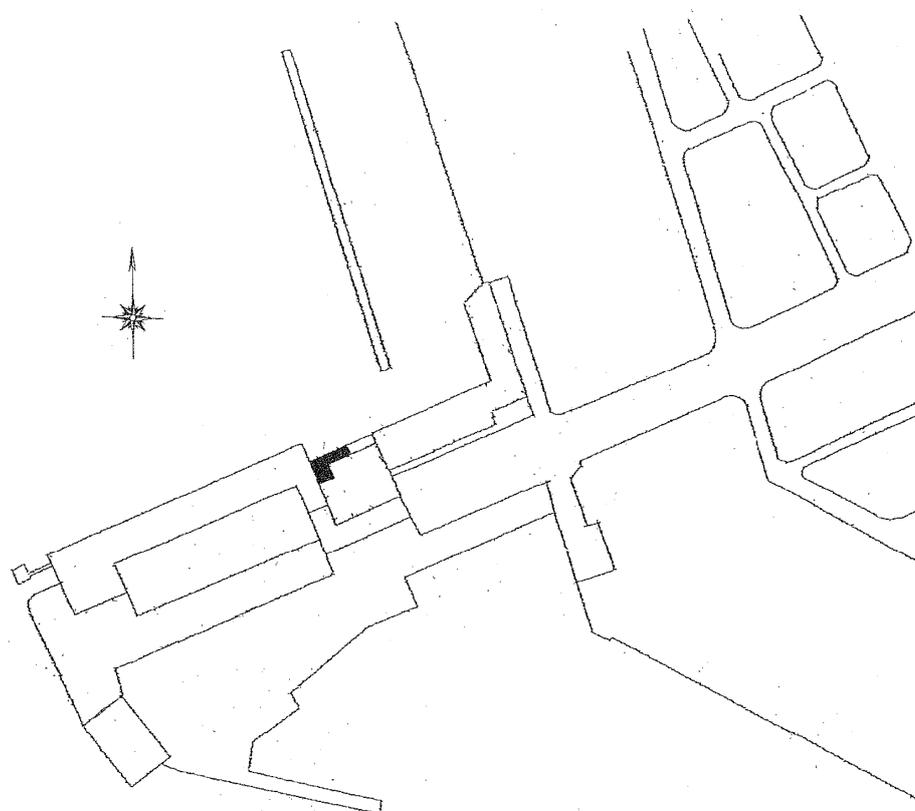
中央突堤臨港緑地について、大阪市港湾施設条例（昭和39年大阪市条例第76号）第3条第4項の規定に基づき、次のとおり供用を一部休止する。

平成22年7月16日

大阪市長 平松 邦夫

| 名 称      | 位 置                     | 供用休止期間                        |
|----------|-------------------------|-------------------------------|
| 中央突堤臨港緑地 | 大阪市港区海岸通1丁目<br>(別図のとおり) | 平成22年7月17日（土）から<br>同月18日（日）まで |

別図



供用休止区域・・・

(港湾局計画整備部緑地管理担当)

**大阪市告示第847号**

次の金融機関の店舗について、大阪市収納代理金融機関及び大阪市収納取扱金融機関の店舗の指定取消しの決定をしたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第8項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定に基づき告示する。

平成22年7月16日

大阪市長 平松 邦夫

| 金融機関名    | 店舗名  | 所在地                               | 取消日            | 継承店  |
|----------|------|-----------------------------------|----------------|------|
| 大阪厚生信用金庫 | 福島支店 | 〒553-0002<br>大阪市福島区鷺洲<br>2丁目12番6号 | 平成22年<br>8月14日 | 大淀支店 |

(会計室会計管理担当)

**旭区告示第58号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項により認可した次の地縁団体について、同条第11項の規定による告示事項変更の届出があったので、同条第10項の規定に基づき告示する。

平成22年7月6日

大阪市旭区長 山本正広

地縁による団体名称 大阪市旭区中宮連合中宮五東振興町会  
及び事務所の所在地 大阪市旭区中宮5丁目3番31号

## 1 変更があった事項及びその内容

変更があった事項 代表者の氏名及び住所  
変更前 田中 清彦  
大阪市旭区中宮5丁目6番14号  
変更後 中島 正満  
大阪市旭区中宮5丁目3番31号

## 2 変更の年月日

平成22年4月1日

## 3 変更の理由

大阪市旭区中宮連合中宮五東振興町会代表者の交代による。

(旭区区民企画担当)

(平22.7.6揭示済)

**大阪市（消）告示第23号**

消防法施行令（昭和36年政令第37号）第3条第1項第1号イに規定する甲種防火管理講習を次のとおり開催する。

平成22年7月7日

大阪市消防長 岡 武 男

## 1 講習の区分 甲種防火管理新規講習

## 2 開催日

|      |                       |
|------|-----------------------|
| 第26回 | 平成22年10月2日(土)、3日(日)   |
| 第27回 | 平成22年10月13日(水)、14日(木) |
| 第28回 | 平成22年10月21日(木)、22日(金) |
| 第29回 | 平成22年10月28日(木)、29日(金) |
| 第30回 | 平成22年11月11日(木)、12日(金) |
| 第31回 | 平成22年11月13日(土)、14日(日) |
| 第32回 | 平成22年11月18日(木)、19日(金) |
| 第33回 | 平成22年12月2日(木)、3日(金)   |
| 第34回 | 平成22年12月9日(木)、10日(金)  |
| 第35回 | 平成22年12月16日(木)、17日(金) |
| 第36回 | 平成22年12月18日(土)、19日(日) |
| 第37回 | 平成23年1月13日(木)、14日(金)  |
| 第38回 | 平成23年1月22日(土)、23日(日)  |
| 第39回 | 平成23年1月24日(月)、25日(火)  |
| 第40回 | 平成23年2月1日(火)、2日(水)    |
| 第41回 | 平成23年2月19日(土)、20日(日)  |
| 第42回 | 平成23年2月24日(木)、25日(金)  |
| 第43回 | 平成23年2月28日(月)、3月1日(火) |
| 第44回 | 平成23年3月3日(木)、4日(金)    |
| 第45回 | 平成23年3月5日(土)、6日(日)    |
| 第46回 | 平成23年3月10日(木)、11日(金)  |
| 第47回 | 平成23年3月15日(火)、16日(水)  |
| 第48回 | 平成23年3月17日(木)、18日(金)  |

- 3 講習時間 午前9時30分から午後4時30分まで
- 4 講習場所 大阪市立阿倍野防災センター3階研修室  
大阪市阿倍野区阿倍野筋3丁目13番23号
- 5 申込受付期間 告示の日から講習開催日の14日前まで  
ただし、期間中でも定員に達した場合は受付を締め切る  
ことがある。
- 6 受講対象者 受講後、防火管理者に選任された場合、その業務を誠実に  
遂行できる地位にある者
- 7 申込方法 受講希望者は最寄りの消防署で所定の申込用紙に必要事  
項を記入のうえ申し込むこと

(消防局予防部予防担当)

(平22. 7. 7 揭示済)



**大阪市（消）告示第24号**

消防法施行令（昭和36年政令第37号）第3条第1項第1号イに規定する甲種防火管理講習を次のとおり開催する。

平成22年7月7日

大阪市消防長 岡 武 男

1 講習の区分 甲種防火管理再講習

2 開催日

|      |                |
|------|----------------|
| 第7回  | 平成22年10月5日（火）  |
| 第8回  | 平成22年10月26日（火） |
| 第9回  | 平成22年11月2日（火）  |
| 第10回 | 平成22年11月22日（月） |
| 第11回 | 平成22年12月13日（月） |
| 第12回 | 平成22年12月24日（金） |
| 第13回 | 平成23年1月12日（水）  |
| 第14回 | 平成23年1月17日（月）  |
| 第15回 | 平成23年2月9日（水）   |
| 第16回 | 平成23年2月15日（火）  |
| 第17回 | 平成23年3月22日（火）  |
| 第18回 | 平成23年3月30日（水）  |

3 講習時間 午後1時30分から午後4時30分まで

4 講習場所 大阪市消防局生野分室（生野図書館1階）  
大阪市生野区勝山南4丁目7番11号

5 申込受付期間 告示の日から講習開催日の14日前まで  
ただし、期間中でも定員に達した場合は受付を締め切ることがある。

6 受講対象者 消防法施行令第4条の2の2第1項第1号の防火対象物の防火管理者（消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第2条の2の2の防火対象物の部分に係る防火管理者を除く。）

7 申込方法 受講希望者は最寄りの消防署で所定の申込用紙に必要事項を記入のうえ申し込むこと

（消防局予防部予防担当）

（平22. 7. 7 揭示済）

**大阪市（消）告示第25号**

消防法施行令（昭和36年政令第37号）第3条第1項第2号イに規定する乙種防火管理講習を次のとおり開催する。

平成22年7月7日

大阪市消防長 岡 武 男

- 1 講習の区分 乙種防火管理講習
- 2 開催日
- |     |                |
|-----|----------------|
| 第3回 | 平成22年11月26日（金） |
| 第4回 | 平成23年2月16日（水）  |
- 3 講習時間 午前9時30分から午後4時30分まで
- 4 講習場所 大阪市消防局生野分室（生野図書館1階）  
大阪市生野区勝山南4丁目7番11号
- 5 申込受付期間 告示の日から講習開催日の14日前まで  
ただし、期間中でも定員に達した場合は受付を締め切ることがある。
- 6 受講対象者 受講後、防火管理者に選任された場合、その業務を誠実に遂行できる地位にある者
- 7 申込方法 受講希望者は最寄りの消防署で所定の申込用紙に必要事項を記入のうえ申し込むこと

(消防局予防部予防担当)

(平22. 7. 7 揭示済)

## 大阪市（消）告示第26号

消防法施行令（昭和36年政令第37号）第47条第1項第1号に規定する防災管理に関する講習を次のとおり開催する。

平成22年7月7日

大阪市消防長 岡 武 男

- 1 講習の区分 防災管理新規講習
- 2 開催日及び場所

| 回数   | 開催日            | 場所     |
|------|----------------|--------|
| 第18回 | 平成22年10月6日（水）  | 生野分室   |
| 第19回 | 平成22年10月18日（月） | 防災センター |
| 第20回 | 平成22年10月27日（水） | 生野分室   |
| 第21回 | 平成22年11月5日（金）  | 生野分室   |
| 第22回 | 平成22年11月9日（火）  | 防災センター |
| 第23回 | 平成22年11月25日（木） | 生野分室   |
| 第24回 | 平成22年11月29日（月） | 生野分室   |
| 第25回 | 平成22年12月6日（月）  | 防災センター |
| 第26回 | 平成22年12月14日（火） | 生野分室   |
| 第27回 | 平成23年1月15日（土）  | 防災センター |

|      |               |        |
|------|---------------|--------|
| 第28回 | 平成23年1月18日（火） | 生野分室   |
| 第29回 | 平成23年1月31日（月） | 生野分室   |
| 第30回 | 平成23年2月10日（木） | 生野分室   |
| 第31回 | 平成23年2月17日（木） | 生野分室   |
| 第32回 | 平成23年3月14日（月） | 生野分室   |
| 第33回 | 平成23年3月23日（水） | 生野分室   |
| 第34回 | 平成23年3月28日（月） | 防災センター |

- 3 講習時間 午前10時から午後4時まで
- 4 講習会場所在地 (1) 大阪市消防局生野分室(生野図書館1階)  
大阪市生野区勝山南4丁目7番11号  
(2) 大阪市立阿倍野防災センター3階研修室  
大阪市阿倍野区阿倍野筋3丁目13番23号
- 5 申込受付期間 告示の日から講習開催日の14日前まで  
ただし、期間中でも定員に達した場合は受付を締め切ることがある。
- 6 受講対象者 甲種防火管理の資格を有する者で、受講後、防災管理者に選任された場合、その業務を誠実に遂行できる地位にある者
- 7 申込方法 受講希望者は最寄りの消防署で所定の申込用紙に必要事項を記入のうえ申し込むこと  
(消防局予防部予防担当)  
(平22. 7. 7 揭示済)

### 大阪市（消）告示第27号

消防法施行令（昭和36年政令第37号）第47条第1項第1号に規定する防災管理に関する講習を次のとおり開催する。

平成22年7月7日

大阪市消防長 岡 武 男

- 1 講習の区分 甲種防火管理新規講習及び  
防災管理新規講習を併せて実施する講習
- 2 開催日

|      |                         |
|------|-------------------------|
| 第13回 | 平成22年10月7日（木）、8日（金）     |
| 第14回 | 平成22年10月19日（火）、20日（水）   |
| 第15回 | 平成22年11月15日（月）、16日（火）   |
| 第16回 | 平成22年11月30日（火）、12月1日（水） |
| 第17回 | 平成22年12月7日（火）、8日（水）     |
| 第18回 | 平成22年12月20日（月）、21日（火）   |

|      |                      |
|------|----------------------|
| 第19回 | 平成23年1月20日（木）、21日（金） |
| 第20回 | 平成23年1月27日（木）、28日（金） |
| 第21回 | 平成23年2月3日（木）、4日（金）   |
| 第22回 | 平成23年2月26日（土）、27日（日） |
| 第23回 | 平成23年3月8日（火）、9日（水）   |
| 第24回 | 平成23年3月24日（木）、25日（金） |

- 3 講習時間 午前9時から午後5時まで
- 4 講習場所 大阪市立阿倍野防災センター3階研修室  
大阪市阿倍野区阿倍野筋3丁目13番23号
- 5 申込受付期間 告示の日から講習開催日の14日前まで  
ただし、期間中でも定員に達した場合は受付を締め切る  
ことがある。
- 6 受講対象者 受講後、防災管理者に選任された場合、その業務を誠実に  
遂行できる地位にある者
- 7 申込方法 受講希望者は最寄りの消防署で所定の申込用紙に必要事  
項を記入のうえ申し込むこと
- （消防局予防部予防担当）  
（平22. 7. 7 揭示済）

### 大阪市交通局告示第33号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

平成22年7月16日

大阪市交通局長 新谷和英

- 1 担当部局  
〒552-0007 大阪市港区弁天1丁目2番1-1300号  
大阪市契約管財局契約部物品等契約担当 電話 06-4395-7161
- 2 入札に付する事項
- (1) 購入物品及び予定数量
- ア 軽油A 750 KL  
イ 軽油B 420 KL  
ウ 軽油C 650 KL  
エ 軽油D 470 KL  
オ バイオディーゼル燃料（B5） 150 KL  
（以上、電子入札対象案件とする。）
- (2) 購入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 納入期間 平成22年10月1日から同年12月31日までの間
- (4) 納入場所 入札説明書による。
- (5) 納入方法 本市が指定した日時に、指定する数量を納入すること。

(6) 入札方法 上記(1)アからオの物品ごとに入札に付する。

### 3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査においてその資格を認められた者は、入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を担当部局（1に同じ）に行えば、当該審査を行う。ただし、平成22年8月3日（火）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと
- (4) 平成22年度本市入札参加有資格者名簿に物品種目「33石油類」で登録していること
- (5) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）の規定に基づく石油販売業の届出をしている者であること
- (6) 当該購入物品の規格に合致した物品を確実に十分納入し得ることを証明した者であること
- (7) 上記2(1)ア、イ、ウ及びエの物品については、災害発生時等に対応が可能な体制が整備されていること

### 4 入札説明書等の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所及び当該入札に関する問い合わせ先  
大阪市電子入札システム（以下「システム」という。）上及び担当部局（1に同じ）
- (2) 契約条項を示す場所  
ア システム上  
イ 〒550-8552 大阪市西区九条南1丁目12番62号  
大阪市交通局総務部調達担当 電話 06-6585-6253
- (3) 入札説明書等の交付方法  
公示日から平成22年8月3日（火）午後5時まで無償により交付する。  
（ただし、本市の休日を除く。）
- (4) 入札参加申請書等の受付期間  
公示日の翌開庁日から平成22年8月3日（火）午後5時まで（ただし、本市の休日を除く。）
- (5) 入札参加申請書等の受付場所 入札説明書による。

### 5 入札執行の日時等

- (1) 電子入札による場合  
ア 入札書受付期間

平成22年9月1日（水）及び同月2日（木）の午前9時から午後5時まで

イ 開札予定日時 平成22年9月3日（金）午後1時30分

ウ 場所 システム上

(2) 紙入札による場合

ア 入札書受付期間

平成22年9月3日（金）午後1時から午後1時30分まで

イ 開札予定日時 平成22年9月3日（金）午後1時30分

ウ 場所 大阪市契約管財局契約部入札室（1に同じ）

ただし、大阪市交通局契約規程（昭和42年大阪市交通事業管理規程第4号。以下「契約規程」という。）第21条第3項に規定する郵便等（以下「郵便等」という。）による入札の場合は、平成22年9月2日（木）午後5時までに必着のこと。

6 入札保証金等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

ただし、契約規程第36条第1項の規定に該当する場合は免除する。

(3) 保証人 不要

(4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本公示に示した入札参加申請書等を平成22年8月3日（火）午後5時までに、受付場所に持参又は郵便等により必着のこと。なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

提出された書類等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

8 入札の無効

契約規程第24条第1項の規定に該当する入札は、無効とする。

なお、開札後、落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置又は大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

9 その他

(1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(2) 落札決定後、契約締結までに落札者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基

づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

- (3) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。
- (4) 契約日以降に軽油引取税の税率の改定があった場合は、改定後の税率に基づき契約を変更する。
- (5) 詳細は入札説明書による。

#### 10 Summary

- (1) Nature and estimated quantity of the products to be purchased:

|                                             |        |
|---------------------------------------------|--------|
| ① Gas oil A                                 | 750 KL |
| ② Gas oil B                                 | 420 KL |
| ③ Gas oil C                                 | 650 KL |
| ④ Gas oil D                                 | 470 KL |
| ⑤ Mixture gas oil of bio diesel fuel 5%(B5) | 150 KL |

- (2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:

5:00PM, 3 August 2010

- (3) The date and time for the submission of tenders:

- ① on the Osaka City Electronic Tender System:

from 9:00AM, 1 September 2010 to 5:00PM, 2 September 2010

- ② in person: from 1:00PM to 1:30PM, 3 September 2010

- ③ by post: 5:00PM, 2 September 2010

- (4) A contact point where tender documents are available: Contracts Division, Contracts and Property Management Bureau, The City of Osaka 2-1-1300, Benten 1-chome, Minato-ku, Osaka 552 - 0007, TEL 06-4395-7161

(交通局総務部総務担当)

#### 大阪市交通局告示第34号

次のとおり落札者等について公示する。

平成22年7月16日

大阪市交通局長 新谷和英

[掲載順序]

#### ◎契約担当（所在地）

- ①調達件名、数量（予定数量）及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日  
（随意契約の場合は契約日） ④落札者（随意契約の場合は契約相手方）  
⑤落札金額（随意契約の場合は契約金額） ⑥入札公告日又は公示日 ⑦  
随意契約の場合はその理由

◎契約担当 交通局総務部調達担当（大阪市西区九条南1丁目12番62号）

- ①バイオディーゼル燃料（B5）第2四半期 180KL 買入（単価契約） ②一般 ③22.5.21 ④トーヨーエナジー(株) 大阪市中央区徳井町2-4-14 ⑤100,245円 ⑥22.4.2
- ①軽油A 第2四半期 930KL 買入（単価契約） ②一般 ③22.5.21 ④三徳商事(株) 大阪市淀川区新高4-1-3 ⑤88,590円 ⑥22.4.2
- ①軽油B 第2四半期 510KL 買入（単価契約） ②一般 ③22.5.21 ④三徳商事(株) 大阪市淀川区新高4-1-3 ⑤88,590円 ⑥22.4.2
- ①軽油C 第2四半期 800KL 買入（単価契約） ②一般 ③22.5.21 ④三徳商事(株) 大阪市淀川区新高4-1-3 ⑤88,590円 ⑥22.4.2
- ①軽油D 第2四半期 580KL 買入（単価契約） ②一般 ③22.5.21 ④三徳商事(株) 大阪市淀川区新高4-1-3 ⑤88,590円 ⑥22.4.2
- ①大阪市交通局財務会計システムサーバ機器等一式 長期借入 ②一般 ③22.5.26 ④東京センチュリーリース(株) 大阪市中央区本町3-5-7 ⑤93,403,800円 ⑥22.4.2
- ①大阪市交通局OA業務システムサーバ機器等一式 長期借入 ②一般 ③22.5.26 ④東京センチュリーリース(株) 大阪市中央区本町3-5-7 ⑤1,908,443,880円 ⑥22.4.2
- ①大阪市交通局平成22年度プリンター消耗品 概算買入 ②一般 ③22.5.26 ④エフ・ジェイ・ビー・サプライ(株) 大阪市北区梅田3-3-10梅田ダイビル ⑤44,258,445円 ⑥22.4.9
- ①ポリ塩化ビフェニル廃棄物収集運搬業務委託（平成22年度）一式 ②一般 ③22.5.31 ④山九(株) 大阪市西区西本町1-10-10 ⑤61,845,000円 ⑥22.3.26

（交通局総務部総務担当）

### 大阪市水道局告示第32号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

平成22年7月16日

大阪市水道局長 白井大造

#### 1 担当部局

〒552-0007 大阪市港区弁天1丁目2番1-1300号

大阪市契約管財局契約部物品等契約担当 電話 06-4395-7161

#### 2 入札に付する事項

##### (1) 購入物品及び予定数量

- |                     |             |
|---------------------|-------------|
| ① 水道用液体硫酸ばんど（柴島浄水場） | 3,280,000kg |
| ② 水道用液体硫酸ばんど（庭窪浄水場） | 2,150,000kg |
| ③ 水道用液体硫酸ばんど（豊野浄水場） | 1,160,000kg |

|                            |             |
|----------------------------|-------------|
| ④ 水道用次亜塩素酸ナトリウム（柴島浄水場）     | 990,000kg   |
| ⑤ 水道用次亜塩素酸ナトリウム（庭窪浄水場外1か所） | 910,000kg   |
| ⑥ 水道用液体かせいソーダ（柴島浄水場）       | 2,020,000kg |
| ⑦ 水道用液体かせいソーダ（庭窪浄水場外1か所）   | 2,450,000kg |

以上、電子入札対象案件とする。

- (2) 購入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 納入期間 平成22年10月1日から平成23年3月31日までの間
- (4) 納入場所 入札説明書による。
- (5) 納入方法 当局が指定した日時に、指定する数量を納入すること
- (6) 入札方法 入札後資格確認型一般競争入札により、上記(1)①～⑦の物品ごとに入札に付する。

### 3 入札参加資格等

入札参加申請時において、(1)～(4)までの資格を認められた者は入札に参加することができる。ただし、落札者となるためには、入札後におこなう技術審査等において、(5)～(8)までの要件についても資格を認められる必要がある。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を担当部局（1に同じ）に行えば当該審査を行う。ただし、平成22年8月2日（月）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと
- (4) 平成22年度本市入札参加有資格者名簿に物品種目「30 工業薬品」で登録していること
- (5) 当該物品又はこれと類似する物品について、納入実績を有すること
- (6) 当該物品の納入に際し、当局の要請に応じて指定数量を迅速に納入することができる体制が整備されていること
- (7) 仕様書に定めた条件を満たす物品を確実に納入できることの証明書の提出ができること
- (8) 上記2(1)⑥及び⑦の物品については、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第4条の規定により毒物又は劇物の一般販売業の登録を受けていることの証明書の提出ができること

### 4 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所及び当該入札に関する問い合わせ先 システム上及び担当部局（1に同じ）
- (2) 入札説明書等の交付方法 公示の日から平成22年8月2日（月）まで

無償により交付する。

- (3) 入札参加申請書等の受付期間 公示の日の翌日から平成22年8月2日  
(月)午後5時まで

- (4) 入札参加申請書等の受付場所 入札説明書による。

#### 5 契約条項を示す場所

大阪市住之江区南港北1丁目14番16号大阪府咲洲庁舎

(旧大阪ワールドトレードセンタービル) 10階

大阪市水道局総務部管財調達担当 電話 06-6616-5462

#### 6 入札執行の日時等

##### (1) 電子入札による場合

- ① 入札書受付期間 平成22年8月31日(火)から平成22年9月1日  
(水)までの午前9時から午後5時まで

- ② 開札予定日時 平成22年9月2日(木) 午後1時30分

- ③ 場所 システム上とする。

##### (2) 紙入札による場合

- ① 入札書受付期間 平成22年9月2日(木)午後1時から午後1時30  
分まで

- ② 開札予定日時 平成22年9月2日(木)午後1時30分

- ③ 場所 大阪市契約管財局入札室(1に同じ)

ただし、大阪市水道局契約規程(昭和42年大阪市水道事業管理規程第7号。以下「契約規程」という。)第23条第2項に規定する郵便等(以下「郵便等」という。)による入札の場合は平成22年9月1日(水)午後5時までに必着のこと

#### 7 入札保証金等

- (1) 入札保証金 免除

- (2) 契約保証金 要

ただし、契約規程第34条第1項の規定に該当する場合は免除する。

- (3) 保証人 不要

- (4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

- (5) 契約書作成の要否 要

- (6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とし、その者が提出した技術審査資料を審査のうえ、上記3(1)~(8)の資格要件を満たしている場合に落札者とする。

#### 8 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本公示に示した入札参加申請書等を平成22年8月2日(月)午後5時までに受付場所に、指定した方法にて必着のこと。なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

#### 9 入札の無効

契約規程第26条第1項の規定に該当する入札

なお、開札後落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置又は大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

#### 10 その他

- (1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) 本契約は概算契約であり、契約金額の確定は、納入期限において実納入数量に契約時の単価を乗じて行うものとする。
- (3) 契約締結までに、落札者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (4) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。
- (5) 詳細は入札説明書による。

#### 11 Summary

- (1) Nature and estimated quantity of the products to be purchased:
 

|                                                                                                          |             |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| ① Aluminum sulfate (liquid)<br>(Kunijima Purification Plant)                                             | 3,280,000kg |
| ② Aluminum sulfate (liquid)<br>(Niwakubo Purification Plant)                                             | 2,150,000kg |
| ③ Aluminum sulfate (liquid)<br>(Toyono Purification Plant)                                               | 1,160,000kg |
| ④ Sodium hypochlorite (low content sodium chlorite)<br>(Kunijima Purification Plant)                     | 990,000kg   |
| ⑤ Sodium hypochlorite (low content sodium chlorite)<br>(Niwakubo Purification Plant and the other place) | 910,000kg   |
| ⑥ Caustic soda (liquid)<br>(Kunijima Purification Plant)                                                 | 2,020,000kg |
| ⑦ Caustic soda (liquid)<br>(Niwakubo Purification Plant and the other place)                             | 2,450,000kg |
- (2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:  
5:00PM, 2 August 2010
- (3) The date and time for the submission of tenders:
  - ① on the Osaka City Electronic Tender System: from 9:00AM, 31 August 2010 to 5:00PM, 1 September 2010
  - ② in person: from 1:00PM to 1:30PM, 2 September 2010
  - ③ by post: 5:00PM, 1 September 2010

(4) A contact point where tender documents are available: Contracts Division, Contracts and Property Management Bureau, The City of Osaka 2-1-1300, Benten 1-chome, Minato-ku, Osaka 552-0007, TEL06-4395-7161

(水道局総務部管財調達担当)

~~~~~

大阪市水道局告示第33号

次のとおり落札者等について公示する。

平成22年7月16日

大阪市水道局長 白井大造

[掲載順序]

◎契約担当（所在地）

①調達件名、数量（予定数量）及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日（随意契約の場合は契約日） ④落札者（随意契約の場合は契約相手方） ⑤落札金額（随意契約の場合は契約金額） ⑥入札公告日又は公示日 ⑦随意契約の場合はその理由

◎契約担当 水道局総務部管財調達担当（大阪市住之江区南港北1丁目14番16号）

①水道局人事・給与システム機器 一式 長期借入 ②一般 ③22.5.27 ④富士通リース㈱ 関西支店 大阪府中央区城見2-2-53 ⑤61,488,000円 ⑥22.4.9

①水道メータ（1）25mm 10,400個 買入 ②一般 ③22.5.27 ④柏原計器工業㈱ 大阪府柏原市本郷5-3-28 ⑤30,794,400円 ⑥22.4.2

①水道メータ（1）40mm 2,300個 買入 ②一般 ③22.5.27 ④愛知時計電機㈱ 大阪支店 大阪市淀川区三津屋北2-22-5 ⑤24,077,550円 ⑥22.4.2

①水道メータ（A）25mm 12,800個 修繕 ②一般 ③22.5.27 ④柏原計器工業㈱ 大阪府柏原市本郷5-3-28 ⑤11,020,800円 ⑥22.4.2

①水道メータ（A）40mm 1,400個 修繕 ②一般 ③22.5.27 ④愛知時計電機㈱ 大阪支店 大阪市淀川区三津屋北2-22-5 ⑤9,768,150円 ⑥22.4.2

(水道局総務部管財調達担当)

~~~~~

### 大阪市病院局告示第10号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

平成22年7月16日

病院局長 瀧藤伸英

## 1 担当部局

〒552-0007 大阪市港区弁天1丁目2番1-1300号

大阪市契約管財局契約部物品等契約担当 電話 06-4395-7161

## 2 入札に付する事項

## (1) 購入物品及び数量

大阪市立十三市民病院 病院情報システム用端末機器等 一式

(電子入札対象案件)

## (2) 購入物品の特質等 入札説明書による。

## (3) 納入期限 平成22年11月30日

## (4) 納入場所 入札説明書による。

## 3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を担当部局（1に同じ）に行えば当該審査を行う。ただし、平成22年8月2日（月）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

## (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること

## (2) 大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと

## (3) 大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと

## (4) 平成22年度本市入札参加有資格者名簿に物品種目「26 0A機器・用品」で登録していること

## (5) 当該物品又はこれと類似する物品について、1契約当たり100台以上の納入実績があること

## (6) 仕様書記載の条件を満たす納入希望物品の構成機器一覧が提出できること

## (7) 機器の据付、接続及び調整のできる体制に関する証明書が提出できること

## (8) 本仕様書におけるインストール作業のできる体制に関する証明書が提出できること

## 4 入札説明書等の交付場所等

## (1) 入札説明書等の交付場所及び当該入札に関する問い合わせ先 システム上及び担当部局（1に同じ）

## (2) 入札説明書等の交付方法 公示の日から平成22年8月2日（月）まで無償により交付する。

## (3) 入札参加申請書等の受付期間 公示の日の翌日から平成22年8月2日

(月) 午後5時まで

(4) 入札参加申請書等の受付場所 入札説明書による。

5 契約条項を示す場所

〒534-0021 大阪市都島区都島本通2丁目13番22号 大阪市総合医療センター4階

大阪市病院局総務部経理担当(契約管財) 電話06-6929-3627

6 入札執行の日時等

(1) 電子入札による場合

① 入札書受付期間 平成22年9月1日(水)から平成22年9月2日(木)までの午前9時から午後5時まで

② 開札予定日時 平成22年9月3日(金)午後1時30分

③ 場所 システム上とする。

(2) 紙入札による場合

① 入札書受付期間 平成22年9月3日(金)午後1時から午後1時30分まで

② 開札予定日時 平成22年9月3日(金)午後1時30分

③ 場所 大阪市契約管財局入札室(1に同じ)

ただし、大阪市病院局契約規程(平成21年大阪市病院事業管理規程第39号。以下「契約規程」という。)第25条第2項に規定する郵便等(以下「郵便等」という。)による入札の場合は平成22年9月2日(木)午後5時までに必着のこと

7 入札保証金等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

ただし、契約規程第43条第1項の規定に該当する場合は免除する。

(3) 保証人 不要

(4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本公示に示した入札参加申請書等を平成22年8月2日(月)午後5時までに受付場所に、指定した方法にて必着のこと。なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

提出された証明書等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

9 入札の無効

契約規程第28条第1項の規定に該当する入札

なお、開札後落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札指名停止

措置要綱に基づく指名停止措置又は大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

10 その他

- (1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) 契約締結までに、落札者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (3) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。
- (4) 詳細は入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:  
Medical information system 1 set
- (2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:  
5:00 PM, 2 August 2010
- (3) The date and time for the submission of tenders:
  - ① on the Osaka City Electronic Tender System: from 9:00AM, 1 September 2010 to 5:00PM, 2 September 2010
  - ② in person: from 1:00PM to 1:30PM, 3 September 2010
  - ③ by post: 5:00PM, 2 September 2010
- (4) A contact point where tender documents are available: Contracts Division, Contracts and Property Management Bureau, The City of Osaka 2-1-1300, Benten 1-chome, Minato-ku, Osaka 552-0007, TEL06-4395-7161

大阪市選挙管理委員会告示第17号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第113条第1項の規定により、大阪市議会議員生野区選挙区補欠選挙を次のとおり行う。

平成22年7月2日

大阪市選挙管理委員会  
委員長 壺井美次

- |             |            |
|-------------|------------|
| 1 選挙期日      | 平成22年7月11日 |
| 2 選挙すべき議員の数 | 1人         |

(選挙管理委員会事務局選挙担当)

(平22. 7. 2 揭示済)

**大阪市選挙管理委員会告示第18号**

平成22年7月11日執行の大阪市議会議員生野区選挙区補欠選挙に関し、次のとおり告示する。

平成22年7月2日

大阪市選挙管理委員会  
委員長 壺井美次

- 1 開票の事務は、選挙会の事務に併せて行う。
- 2 選挙長及び選挙長職務代理者  
選挙長  
住 所 大阪市生野区小路1丁目19番26号  
氏 名 中西義昭  
選挙長職務代理者  
住 所 大阪市生野区生野東4丁目9番13号  
氏 名 堀川安治
- 3 選挙会の場所及び日時  
場 所 大阪市生野区勝山北3丁目13番30号  
大阪市立生野区民センター・ホール  
日 時 平成22年7月11日 午後9時
- 4 ポスター掲示場にポスターの掲示を開始することができる日  
平成22年7月2日
- 5 選挙公報に掲載する掲載文の申請  
申請期日 平成22年7月2日  
午前8時30分から午後5時まで  
申請受理場所 大阪市生野区勝山南3丁目1番19号  
大阪市生野区役所 6階大会議室
- 6 選挙公報の掲載文の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時  
場 所 大阪市生野区勝山南3丁目1番19号  
大阪市生野区役所 区長応接室  
日 時 平成22年7月2日 午後5時30分から
- 7 選挙運動に関する支出金額の制限額  
6,310,400円

(選挙管理委員会事務局選挙担当)

(平22. 7. 2 揭示済)

**大阪市選挙管理委員会告示第19号**

平成22年7月11日執行の大阪市議会議員生野区選挙区補欠選挙及び参議院議員通常選挙の同日選挙における投票の順序及び開票の順序を次のとおり定める。

平成22年7月2日

大阪市選挙管理委員会  
委員長 壺井美次

**1 投票の順序**

- (1) 大阪市議会議員生野区選挙区補欠選挙の投票
- (2) 参議院大阪府選出議員選挙の投票
- (3) 参議院比例代表選出議員選挙の投票

**2 開票の順序**

参議院議員通常選挙及び大阪市議会議員生野区選挙区補欠選挙について同時に開始し、開始後、参議院大阪府選出議員選挙、大阪市議会議員生野区選挙区補欠選挙、参議院比例代表選出議員選挙の順に開票を行う。

(選挙管理委員会事務局選挙担当)

(平22. 7. 2 揭示済)

# 公 告

**大阪市公告第89号**

一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

平成22年7月16日

大阪市長 平松邦夫

**1 担当**

〒552-0007 大阪市港区弁天1丁目2番1-600号

大阪市契約管財局管財部市有不動産売却担当

電話 06-4395-7134～6

**2 入札に付する物件**

土地

| 所在地           | 地目 | 地積(m <sup>2</sup> ) | 予定価格         |
|---------------|----|---------------------|--------------|
| 淀川区加島1丁目276番1 | 宅地 | 8205.33             | 480,100,000円 |

**3 入札参加者の資格**

個人及び法人

ただし、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4及び大阪

市暴力団等排除措置要綱別表各号に掲げる措置要件に該当しない者であること

大阪市インターネット公有財産売却ガイドライン及びヤフー株式会社が定めるオークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾し、遵守できる者であること

#### 4 契約条項を示す場所及び期間

##### (1) 場所

- ① 前記1に同じ。
- ② ヤフー株式会社の提供する公有財産売却システム上

##### (2) 期間

平成22年7月20日（火）午後1時から同年8月26日（木）午後1時まで  
ただし、①については日曜日及び土曜日を除く午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

#### 5 入札執行の場所及び期間

##### (1) 場所

ヤフー株式会社の提供する公有財産売却システム上

##### (2) 入札参加申込期間

平成22年7月20日（火）午後1時から同年8月6日（金）午後2時まで

##### (3) 入札期間

平成22年8月19日（木）午後1時から同月26日（木）午後1時まで

##### (4) 開札日

平成22年8月26日（木）午後1時

#### 6 入札保証金

予定価格の100分の10以上

\*入札保証金は、落札者を除き、開札後還付する。

\*落札者の入札保証金は、契約保証金に充当する。

#### 7 入札の無効

大阪市契約規則第28条第1項各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(契約管財局管財部市有不動産売却担当)

#### 大阪市公告第90号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成22年7月16日

大阪市長 平松邦夫

#### 1 担当

〒545-8550 大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目5番1号  
あべのルシラス13階

大阪市環境局総務部総務担当

電話 06-6630-3164

2 入札に付すべき事項

| 売払物品名              | 数量 |
|--------------------|----|
| ①工事廃材等（南部環境事業センター） | 一山 |
| ②工事廃材等（大正工場）       | 一山 |

3 下見日時及び場所

| 下見場所        | 保管場所           | 下見日時                      |
|-------------|----------------|---------------------------|
| ①南部環境事業センター | 西成区南津守5-5-26   | 平成22年8月4日（水）<br>午後2時～午後3時 |
| ②大正工場       | 大正区南恩加島1-11-35 | 平成22年8月4日（水）<br>午前10時～11時 |

4 入札参加に要する書類

- (1) 一般競争入札参加申出書兼契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でない旨の誓約書（本市交付）
- (2) 大阪市契約管財局契約部物品等契約担当の発行する平成22・23年度物品売払入札参加承認証の写し

※平成22・23年度の物品売払入札参加申請要領は大阪市電子調達システム（<http://www.keiyaku.city.osaka.jp/>）の目的別メニュー⑤入札・契約に関する情報を調べる→不用品売払入札のご案内→「平成22・23年度物品売払入札参加承認証」の申請要領からダウンロードすること

5 入札用紙の交付期限

本公告の日から平成22年7月30日（金）午後5時30分まで

6 入札説明書の交付場所等

上記1及び大阪市ホームページからダウンロード可

（[http://www.city.osaka.lg.jp/templates/fubaraihin\\_nyusatsuanken/21-Curr.html](http://www.city.osaka.lg.jp/templates/fubaraihin_nyusatsuanken/21-Curr.html)）

7 入札保証金

免除

8 契約保証金

落札者は契約金額の100分の10以上を指定期限までに納付すること。

契約保証金は、債務の履行が完了した後に還付する。

ただし、契約金額を全額即納する場合には契約保証金を免除する。

9 入札執行の日時及び場所

- (1) 入札執行の日時

平成22年8月5日（木） 午前10時

- (2) 入札執行の場所

あべのルシアスビル12階 大阪市環境局入札室

10 入札の方法

物品買受申込書に記載する金額には、取引に係る消費税及び地方消費税分を含むものとする。

#### 11 入札の無効

- (1) 大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第28条第1項各号のいずれかに該当する入札
- (2) 大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けている者及び大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者がした入札

※入札に参加しようとする者は、入札に付すべき事項の欄記載のとおり、必ず下見を行うこと。下見について主管局立会者の確認印のない入札は無効とする。

#### 12 落札者の決定

予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

但し、落札者が指定期限までに契約保証金を納付したことを証する書類を提出しなかった場合は、次順位のことを落札者とする。

#### 13 その他

- (1) 契約締結までに落札者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (2) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。

#### 14 問い合わせ先

(売払物品に関する問い合わせ先)

- |                    |                |
|--------------------|----------------|
| ① 環境局事業部南部環境事業センター | 電話06-6661-1190 |
| ② 環境局施設部大正工場       | 電話06-6553-0464 |

(入札・契約に関する問い合わせ先)

環境局総務部総務担当 電話06-6630-3164

(環境局総務部総務担当)

### 大阪市公告第91号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成22年7月16日

大阪市長 平松邦夫

#### 1 契約担当

〒559-0034 大阪市住之江区南港北1丁目14番16号

大阪府咲洲庁舎（旧大阪ワールドトレードセンタービル）

34階

大阪市建設局総務部経理担当（調達）

電話 06-6615-7541

## 2 入札に付すべき事項

| 物件番号 | 売払物品               | 数量 |
|------|--------------------|----|
| ①    | 安田外3自転車保管所古自転車等－8  | 4山 |
| ②    | 南港東外4自転車保管所古自転車等－8 | 5山 |

## 3 下見日時及び保管場所

|   | 下見日時         |                   | 保管場所          | 所在地             |
|---|--------------|-------------------|---------------|-----------------|
| ① | 8月12日<br>(木) | 午前10時から<br>午後5時まで | 安田保管所         | 鶴見区安田2丁目5番16号   |
|   |              |                   | 大宮保管所         | 旭区大宮1丁目1番32号    |
|   |              |                   | 巽西保管所         | 生野区巽西2丁目8番付近    |
|   |              |                   | 都島保管所         | 都島区都島南通2丁目1番19号 |
| ② | 8月12日<br>(木) | 午前10時から<br>午後5時まで | 南港東保管所        | 住之江区南港東2丁目4番付近  |
|   |              |                   | 西島保管所         | 西淀川区西島1丁目2番付近   |
|   |              |                   | 南港保管所         | 住之江区南港東5丁目3番41号 |
|   |              |                   | 新木津川大橋<br>保管所 | 住之江区柴谷1丁目2番付近   |
|   |              |                   | 北港保管所         | 此花区北港2丁目1番付近    |

※下見を希望する場合は、下見日前日の正午までに、次の担当に電話連絡の上仕様書添付の「保管所下見予約票」をファクシミリにて送信すること（ただし、本市の休日を除く。）

建設局管理部放置自転車対策担当 電話 06-6615-6668

F A X 06-6615-6576

## 4 入札参加資格

### (1) 平成22・23年度物品売払入札参加承認を受けていること

承認を受けていない場合は、契約管財局契約部物品等契約担当に本市物品売払入札参加申請を行うこと。ただし、平成22年8月11日（水）までに参加申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

（参加申請に要する書類）

ア 物品売払入札参加申請書（誓約書・委任状）（本市様式）

イ 使用印鑑届（本市様式）

ウ 物品売払入札参加承認証（本市様式）

\*平成22・23年度の物品売払入札参加申請要領は大阪市電子調達システム（<http://www.keiyaku.city.osaka.jp/>）の目的別メニュー⑤入札・契約に関する情報を調べる→不用品売払入札のご案内→「平成22・23年度物品売払入札参加承認証」の申請要領からダウンロードすること

エ 法人にあっては、登記事項全部証明書等の写し

オ 法人にあっては、法務局発行の印鑑証明書

個人にあつては、市区町村長発行の印鑑証明書

\*エ、オについては、発行後3ヶ月以内のもの

(2) 古物営業法に基づく、古物商許可証（行商する）を受けていること

#### 5 入札参加申込の受付期間及び受付場所

(1) 受付期間 本公告の日から平成22年8月11日（水）午後5時30分までの本市の休日を除く午前9時から午後5時30分まで（午後0時15分から午後1時までを除く。）

(2) 受付場所 上記1に同じ

#### 6 入札参加資格の審査等

5の受付時において、入札参加資格を審査し、資格を認めた者に対して入札書（物品買受申込書）を交付する。

資格審査は、4にある承認証等を確認することによるので、持参すること

#### 7 仕様書の交付方法

本公告の日から平成22年8月11日（水）午後5時30分まで、大阪市ホームページにて交付する。また、上記1においても無償で交付する。

#### 8 契約条項を示す場所

上記1に同じ

#### 9 入札保証金

免除

#### 10 契約保証金

契約金額の100分の10以上を指定期限までに納付すること

ただし、契約金額の全額を即納する場合は免除する。

契約保証金は、債務の履行を完了した後に還付する。

#### 11 入札執行場所

大阪府咲洲庁舎（旧大阪ワールドトレードセンタービル）34階 大阪市建設局入札室

#### 12 入札執行日時

① 平成22年8月13日（金） 午前10時

② 平成22年8月13日（金） 午前10時30分

#### 13 入札の方法

入札書（物品買受申込書）には、取引に係る消費税及び地方消費税分を含む金額を記載すること。また、契約書・仕様書等の内容を十分確認した上で、入札すること

#### 14 入札に参加できない者

地方自治法施行令第167条の4に該当する者、大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けている者及び大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者

#### 15 入札の無効

大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第28条第1項各号のいずれかに該当する入札

(注1) 開札後落札決定までに、物品買受申込者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

#### 16 落札者の決定

予定価格以上で最高の価格で有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者が指定期限までに契約保証金を納付したことを証する書類を持参しなかった場合は、次順位の者を落札者とする。

#### 17 その他

(1) 契約締結時において、4(1)の承認を受けている者が、個人の場合は本人及び法人の場合は代表者以外の者が手続きを行う場合は、委任状を必ず提出すること

(2) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。

(建設局総務部経理担当)

### 大阪市人事委員会公告第13号の2

大阪市職員採用試験を次により行う。

平成22年7月8日

大 阪 市 人 事 委 員 会  
委員長 西 村 捷 三

#### 職員（高校卒程度一般事務）採用試験

##### 1 試験区分・採用予定者数・受験資格

| 試 験 区 分 |    |      | 採用予定者数 | 受 験 資 格                                                                     |
|---------|----|------|--------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 高校卒程度   | 事務 | 一般事務 | 5名程度   | 平成元年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた者ただし、学校教育法による短期大学を卒業（見込み）の者及びこれに相当すると人事委員会が認める者を除く |

- 上の表の受験資格をみたす者がこの試験を受けることができます。ただし、地方公務員法第16条各号に該当する者は受験できません。
- 学校教育法による大学、高等専門学校、専修学校の専門課程（修業年限2年以上で、1600時間以上の授業の履修を義務づけている課程に限る。）を卒業（見込み）の者等は、この試験を受験できません。
- 採用予定者数については、今後の事業計画等により変更することがあります。
- 合格者は、平成23年4月1日採用予定です。

## 2 第1次試験

| 日時・場所                                                          | 試験の方法・解答形式              |                                                                                            |
|----------------------------------------------------------------|-------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成22年9月26日(日)<br>午前9時集合<br>試験会場は、受験番号により異なりますので、受験票に記載して通知します。 | 教養試験<br>[2時間10分]<br>択一式 | 45問中40問選択解答<br>●人文・社会・自然科学の知識分野について 20問中15問選択解答<br>●文章理解・判断推理・資料解釈などの<br>知能分野等について 25問全問解答 |
|                                                                | 作文<br>[1時間]             | 一般的な課題に対する理解力、文章構成力及び表現力等について行います。                                                         |

※第1次試験の合否は、教養試験と作文により決定します。教養試験(40点満点)が一定点以上の者について作文を採点し、作文(100点満点)が一定点以上の者を第1次試験合格とします。

第1次試験合格発表 10月15日ごろ合格者本人に通知するほか、合格者の受験番号を市役所南側掲示板に掲示し、インターネット上にも掲載します。なお、不合格の通知は行いません。

## 3 第2次試験

日時・場所 平成22年10月下旬

詳細は第1次試験合格者に通知します。

方法 口述試験(個別面接)を行います。

●「卒業(見込)証明書・学業成績証明書」又は「調査書」は、第2次試験のときに必要ですから、あらかじめ用意しておいてください。

○口述試験：主として人物について面接により行います。また、事前に配付する「プレゼンテーションカード」に、今まで力をいれて取り組んできたこと等について記入していただき、口述試験の際の参考とします。

※第2次試験の合否は、口述試験(15点満点)の結果により決定します。

最終合格発表 11月5日ごろ合格者本人に通知するほか、合格者の受験番号を市役所南側掲示板に掲示し、インターネット上にも掲載します。なお、不合格の通知は行いません。

## 4 合格から採用まで

- ① 合格者は、試験区分ごとに採用候補者名簿に登録されます。
- ② 平成22年4月1日現在の初任給(地域手当を含む。)は、次のとおりですが、採用時には変更されることがあります。なお、職歴などがある人については、その経歴に応じて加算されることがあります。

| 試験区分  |    |      | 初任給      |
|-------|----|------|----------|
| 高校卒程度 | 事務 | 一般事務 | 157,156円 |

※上表の初任給の額は、給料月額に地域手当(給料月額の15%)を加えたものです。また、給料月額から3.7%減額措置後のものです。

手当には、扶養手当、住居手当、通勤手当、超過勤務手当、期末・勤勉手当などがあります。

- ③ 受験資格がないこと及び申込みの内容に虚偽が認められた場合には合格を取り消すことがあります。
- ④ 日本国籍を有しない者で、採用日において、法令により永住が認められていない者は採用されません。

## 5 受験手続

受験申込については、持参による申込受付を行いませんので、必ず郵送又はインターネットのいずれかで申込みください。また、同一区分において複数回申込むことはおやめください。

## (1) 郵送申込

|         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 申 込 方 法 | <p>【受付期間】<br/>平成22年8月16日(月)から平成22年8月31日(火)まで 《8月31日付け消印有効》</p> <p>【提出先】<br/>大阪市監査・人事制度事務総括局 任用調査部任用担当<br/>〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号</p> <p>【必要書類】<br/>①申込用紙(大阪市人事委員会所定のものに必要事項を記入すること)<br/>②切手提出用台紙(50円切手を必ず貼ること)<br/>※切手の提出がない場合は受験票を発送しませんので、必ず提出してください。</p> <p>①・②を角形2号封筒(封筒の表に試験区分[「一般事務」]を朱書のこと)に入れて必ず簡易書留により郵送してください。なお、簡易書留以外の方法により送付された場合の事故については責任を負いません。また、郵送料金不足の場合は受け付けません。</p> |
| 受験票の交付  | <p>受験票は、受験資格等を審査のうえ、9月16日(木)までに到着するよう発送する予定です。9月16日(木)までに受験票が届かない場合には、監査・人事制度事務総括局任用調査部任用担当まで、必ずお問い合わせください。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                              |

## (2) インターネット申込

|         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 申 込 方 法 | <p>【受付期間】<br/>平成22年8月16日(月)午前9時00分から平成22年8月23日(月)午後5時30分まで<br/>《8月23日午後5時30分までの申込完了分まで有効》</p> <p>【アドレス】<br/>大阪市ホームページ上の「行政オンラインサービス—電子申請(大阪市電子申請)」<br/>(<a href="http://www.city.osaka.jp/e-appli/index.html">http://www.city.osaka.jp/e-appli/index.html</a>)<br/>「大阪市電子申請」トップページ上の利用上の注意を読んだ後、<br/>「手続きをお探しの方はこちら」→「目的で選ぶ—採用試験」→「大阪市職員採用」<br/>の順にクリックして、受験される試験区分を選択のうえ、申請を行ってください。</p> <p>【利用環境】<br/>インターネット申込をされた方には、大阪市電子申請システム上で受験票を交付します。この受験票を印刷するために、プリンタと Adobe Reader(無料)が必要になります。受験票を印刷できない方は、インターネット申込をご利用になれませんので、郵送でお申込みください。</p> <p>※受付開始日及び受付終了日以外は、24時間いつでも申込みできますが、システムの保守・点検等を行う必要がある場合や、重大な障害その他やむを得ない理由が生じた場合、事前の通知を行うことなく、本システムの運用の停止、休止、中断又は制限を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。</p> |
| 受験票の交付  | <p>受験票は、受験資格等を審査のうえ、PDFファイルで発行します。このPDFファイルは、9月13日(月)ごろダウンロードできる状態になります。9月16日(木)までに受験票がダウンロードできない場合には、監査・人事制度事務総括局任用調査部任用担当まで、必ずお問い合わせください。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |

●インターネット申込に関するお問い合わせは、監査・人事制度事務総括局任用調査部任用担当までお願いします。

## 6 従事する職務等

| 試験区分 |      | 職務内容                                |
|------|------|-------------------------------------|
| 事務   | 一般事務 | 市長部局・公営企業・各行政委員会事務局等で、一般行政事務に従事します。 |

公務員の任用は、公務員に関する基本原則（日本国籍を有しない者は、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職に就くことはできないという原則）に基づき行われます。

「一般事務」の試験区分における採用者のうち日本国籍を有しない者は、「外国人職員の従事する職に関する規則」等の定めるところにより、「外国人職員」として、次の①及び②以外の職に就きます。

- ① 公権力の行使に該当する業務を行う職（住民の権利義務その他法的地位を一時的に決定することができる業務を行う職）
- ② 公の意思の形成への参画に携わる職（行政施策の企画立案、予算の編成等施策的判断を伴う事務について決定権限を有する職）

上記の外国人職員が従事する職務は、たとえば市長部局の社会福祉施設や教育委員会事務局の社会教育施設、病院局の病院等における住民等へのサービス提供業務、区役所や教育委員会事務局における社会教育関係事務、公営企業における営業に関する業務、その他市長部局・公営企業等における専門的業務などで、その詳細については「外国人職員の従事する職に関する要綱」等に定められています。

## 7 要綱・申込用紙の請求

|           |                                                                                                                                        |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 配布場所      | 監査・人事制度事務総括局任用調査部任用担当(市役所4階)、市民情報プラザ(市役所1階)、区役所区民情報コーナー、大阪市サービスカウンター(梅田・難波・天王寺)等                                                       |
| 郵送で請求する場合 | 封筒の表に試験区分(「一般事務」)を朱書き、角形2号の返信用封筒(A4判のノートが入る大きさ・120円切手〔速達の場合は390円切手〕貼付・郵便番号とあて先及び試験区分〔「一般事務」明記〕を同封し、大阪市監査・人事制度事務総括局任用調査部任用担当あて請求してください。 |

## 8 試験結果の開示

第1次試験及び第2次試験の結果、不合格の場合には、次の要領で申し出ることにより、成績をお知らせします。

第1次試験不合格者については、第1次試験の総合順位をお知らせしますので、第1次試験当日に配付する「職員採用試験の結果について」により期間内に郵送してください。

また、第1次試験不合格者の総合得点、作文得点及び第2次試験不合格者の総合得点については、最終合格発表の日から1か月間(平日午前9時00分～正午、午後1時00分～午後5時00分)、大阪市監査・人事制度事務総括局内において開示しますので、受験者本人が身分を証明できる書類(顔写真の添付のあるもの:運転免許証、パスポート又は学生証等)を持参のうえ、口頭で申し出てください。

※対象者は、それぞれの試験ですべての項目を受験した方に限ります。

## 9 備 考

- ① 一般事務の試験区分については、点字による受験もできます。点字受験希望者は、試験時間が異なるなど、お知らせする事項がありますので、必ずお問い合わせください。また、申込み後における点字による受験希望の申し出は受け付けられません。  
なお、点字受験の際、試験問題の読み上げと解答の作成に音声パソコンを併用することができます。ただし、一定の条件がありますので、詳細は監査・人事制度事務総括局任用調査部任用担当まで、必ずお問い合わせください。
- ② 車いすを使用されているなど、身体等の事情により、試験会場等に配慮を必要とされる方は、申込みの際にお知らせください。
- ③ 平成23年4月1日採用予定の消防吏員B（男）I・（女）I、学校事務（府費負担）の採用試験については8月27日に要綱発表の予定です。
- ④ この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。
- ⑤ 可否結果については、受験者本人以外にはお知らせできません。
- ⑥ 受験に際して大阪市が収集した個人情報、職員採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。
- ⑦ 受験資格に関して、学歴を詐称してこの試験に合格した者で、採用後にその事実が判明した場合には懲戒免職処分となります。

(参 考)

平成17年度 職員（高校卒程度一般事務）採用試験実施状況

| 試 験 区 分 |    |      | 受 験 者 数 | 合 格 者 数 |
|---------|----|------|---------|---------|
| 高校卒程度   | 事務 | 一般事務 | 1,034人  | 43人     |

※平成18～21年度は、高校卒程度一般事務採用試験を実施していません。

-----  
地方公務員法第16条（抜粋）

- 1 成年被後見人又は被保佐人※（※準禁治産者を含む。）
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 3 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 4 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 5 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(監査・人事制度事務総括局任用調査部任用担当)

(平22.7.8 揭示済)